

総務財政委員会 案件一覧

(令和8年4月15日開催分)

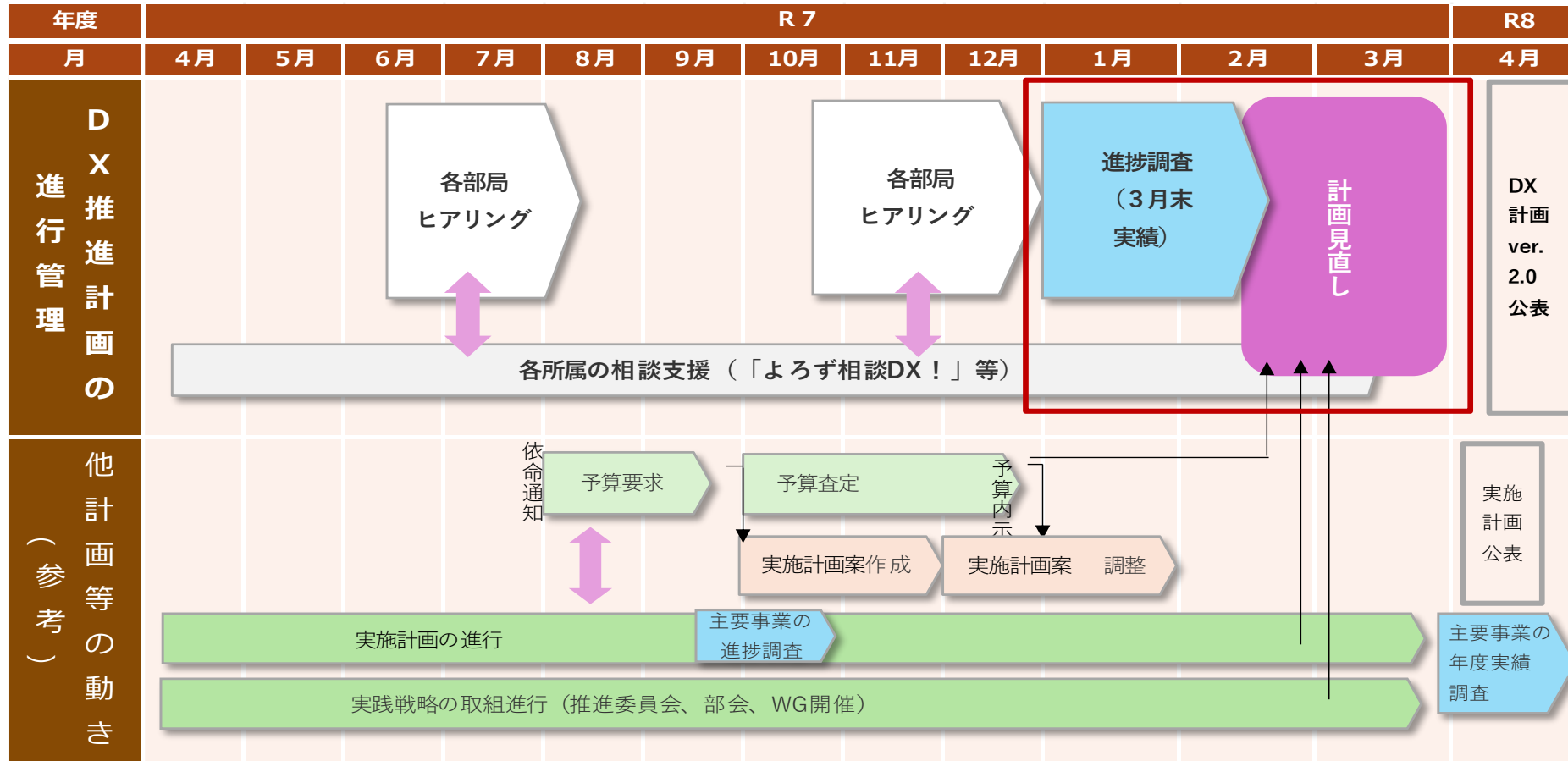
○所管事務報告 6件

部局	上程順 (案)	件名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
企画経営部	1	「大田区DX推進計画」の更新について	1	清水 情報政策課長
	2	補助参加の申出について (請負代金請求事件)	/	小池 施設保全課長
総務部	3	土地の取得について (羽田三丁目)	1	武藤 経理管財課長
	4	土地の取得について (田園調布一丁目)	2	武藤 経理管財課長
区民部	5	大田区特別区税条例等の一部改正について	1	東穂 課税課長
選挙管理 委員会事務局	6	大田区選挙事務改善に関する取組	1	井村 選挙管理委員会事務局 局長

「大田区DX推進計画」の更新について

概要

- 「大田区DX推進計画（令和7年度から10年度まで）」については、毎年度成果指標の実績反映と、進捗を踏まえた見直しを行う
- 重点施策2『取組3：行政手続のオンライン化の推進』のKPIを変更
- 令和8年4月に区HPにて公開予定



「大田区DX推進計画」の更新について（重点施策2 取組3：行政手続のオンライン化の推進）

□ 大田区DX推進計画策定時（令和7年3月）のKPI

	R7	R8	R9	R10
オンライン化する手続数	優先度の高い 300手続をオンライン化	優先度の高い 300手続をオンライン化	優先度の高い 300手続をオンライン化	その他の手続の オンライン化



- 管理指標を手続き件数から「カバー率」へ変更
- 年間500件以上の手続きのオンライン化に集中することでカバー率90%の達成を目指す

□ 大田区DX推進計画更新（ver2.0）時のKPI

	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
住民視点 オンライン化カバー率* * 区民からの申請手続（年10件以上）における、オンライン化済手続の年間申請件数／全手続きの年間申請件数（法令等により実装不可の手続きを除く）	優先度の高い 300手続を オンライン化 （実績 165件）	区民申請カバー率 90%			区民申請カバー率 100%			
		年間500件以上の手続中心		年間100件以上の手続中心				
		事業者からの申請（「GbizID」等で手続できるものは完全オンライン化）						
		施行通知（電子署名、公印省略で対応可能なものは完全オンライン化）						

「大田区DX推進計画」の更新について（R7進捗状況）

【R7進捗評価】○:KPI目標到達 or スケジュールどおり ×:KPI未達

目標1 一人ひとりにあったやさしい行政サービスの提供

デジタル技術やデータを活用して、多様化する一人ひとりのニーズに合った行政サービスを提供します。

	R7進捗	主な動き
【取組1】窓口DXの推進【重点施策】	○	R8.10～駅ナカ窓口サービス拠点開始
【取組2】キャッシュレス決済の推進	○	R7ポイント還元キャンペーン実施

利用者の視点でつかいやすく、区民や職員を含めた誰もがデジタルの恩恵を受けられるようなサービスをデザインします。

【取組3】行政手続のオンライン化の推進【重点施策】	×	重要手続において着実な取組を実施
【取組4】マイナンバーの利活用推進	○	R8.4～PMH連携開始
【取組5】医療DXへの対応	○	医療機関への前広な情報提供開始
【取組6】子ども・子育てDX	○	手続のオンライン化&RPAの活用
【取組7】子どもの育ち・子育て支援に関する情報発信の強化	○	R8.1～子育て支援ポータルサイト開始
【取組8】図書館のDX推進	○	座席管理システム導入

目標2 あらゆる業務の抜本的な改革を通じた持続可能な自治体経営の実現

変化する社会情勢に適應するため、現状を是とせず区のあり方を継続的に変革します。サービスや業務の一部ではなく、あらゆる分野を横断し、全体最適を考えた変革を目指します。

【取組9】セキュリティ対策の強化	○	計画どおり継続取組
【取組10】データ利活用・オープンデータ	○	BIツール導入&決算状況ダッシュボード化
【取組11】重層的支援体制整備	○	活用方法の明確化
【取組12】文書管理・財務会計システムの再構築	○	要件定義等、着実な取組を実施
【取組13】会計・監査業務におけるDX	○	ペーパーレス推進

目標3 デジタルによる関係構築・地域の課題解決

デジタルを通じて区にかかわる様々な関係者との協働・協創を実現します。

	R7進捗	主な動き
【取組14】自治会・町会におけるSNS活用支援	○	自治会町会へのSNS活用の普及促進
【取組15】生涯学習ウェブサイトによる学習や活動の支援	○	R7.9～LINEと連携

まちの活力を増大させるため、デジタルの力を使って地域の課題を解決したり 魅力を更に向上、発信します。

【取組16】防災分野におけるDXの推進	○	り災証明オンライン化 R8～避難所DX開始
【取組17】デジタル化支援事業	○	セミナーの着実な実施
【取組18】GIS関連事業	○	R7.12～WEB型GIS稼働、来庁不要のサービス提供
【取組19】デジタルツインによる橋梁メンテナンス計画	○	R7健全性判定の自動支援の実証に参画
【取組20】運行管理システム導入によるプラスチック回収のDX	○	車両台数の適正化&経費削減に貢献(25台→21台)
【取組21】SNSを活用した手続のオンライン化	○	登録者大幅増、「二十歳の集い」との連携開始

目標4 デジタルの力を通じた「ひと」の力の活性化

目指す姿実現のため、区職員一人ひとりがデジタルを活用できるような資質を備えます。

【取組22】DX人材の育成【重点施策】	○	R7～「DX人材到達度チェック」開始
【取組23】eラーニングを活用した学習環境整備	○	R7eラーニング稼働、3,000人受講

徹底的なデジタル化・自動化を通じて、より人が注力すべき領域へのリソースシフトを実現します。

【取組24】デジタルツールを活用した業務効率化	○	相談支援の着実な実施
【取組25】AI等先端技術の活用推進	○	庁内生成AI本格導入

「大田区DX推進計画」の更新について（重点施策1 窓口DX）

更新後（令和8～10年度）

「おおた窓口2.0」プロジェクトや、窓口体験調査の取組内容を踏まえ、「達成すべき姿」をより明確化

① 書かない

手続書類の記入の自動化等により、窓口での区民の方々の手間を軽減します

具体的な取組

- Caoraの活用による証明書等の自動読込・転記
- 証明書自動交付機の活用推進（手数料引下げ）



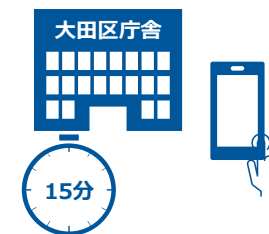
区民

② 待たない

待ち人数の見える化によるや拠点機能の充実により、来庁者を分散し、窓口での待ち時間を短縮します

具体的な取組

- 本庁舎・出張所の混雑状況のリアルタイムな把握と公開
- 駅ナカ窓口サービス拠点の整備
- 本庁舎1階窓口機能の拡充



来庁が必要な手続き等も窓口の利便性が向上

来庁せずに手続き等が行なえて利便性が向上

③ 回らない

分かりやすい手続案内や来庁者の移動負担の軽減を図ります

具体的な取組

- 手続動線、レイアウトの改善
- WEB会議やロボットを活用した窓口同士の連携強化



④ 行かない

来庁せずに、自宅からオンラインによる手続き・相談ができるようになります

具体的な取組

- オンライン手続きの導入・拡充（詳細は「取組3」掲載）
- オンライン相談の導入・拡充





大田区DX推進計画 【本編】ver2.0

2025(令和7)–2028(令和10)



8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



16 平和と公正を
すべての人に



DX推進の基本的な考え方

大田区DXの目指すべき姿	P2
計画の目的	P3
施策体系の考え方	P5

大田区DXの目指すべき姿

2040年を見据え、区役所、区民・地域の両輪で「DXの推進により変革を遂げた大田区」を目指します。

‘区役所’のあり方のDX

‘区民・地域’のあり方のDX

職員



- 所管情報がデータベース管理
- サテライト※化したあらゆる施設・場所で業務可能
- ほぼ全ての職員がDX人材
- 人的資源管理(HR)データ(職歴・スキル・適性)に基づく人材の配置・マッチング

窓口・手続



窓口



- 本庁の窓口は、低層階に集約されていき、ワンストップサービス※を目指した窓口DX・改革の推進
- 地域庁舎、特別出張所、駅・利便性のよい民間施設、出張窓口などにおいて、証明書自動発行機、総合相談窓口、オンライン相談等、施設の役割に応じた窓口サービスの最適化

地域社会



- 区にかかわる個人、自治会・町会、企業、団体との協働・協創を促すDXを実施・支援
- DXによって地域の課題解決や魅力の発信を図ることで、まちの活力を増大
- 自治会・町会、防災、産業、まちづくり、環境、こども・子育て、教育など区民生活のあらゆる分野でDXによる変革が進行

施設



- アセットマネジメント※×DX
- 公共施設の需要・コスト・資産価値等のデータ化・統合管理
- 職員の無線LAN※完備



手続



- オンラインで全ての手続が完結(いつでも・どこでも)
- 1回の申請で、複数手続が完結するワンズオンリー※
- 大切な情報はプッシュ型※でお知らせ

推進

推進

大田区基本構想で掲げた将来像
～心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区～

計画の目的

- 区では、継続的な区民生活の向上に資する情報化の方向性を示すため、本計画の策定に合わせて「**大田区情報化推進指針***」（以下、指針）を改定しました。指針では、「**一人ひとりの幸せをかなえる～人にやさしく変革を続ける大田区～**」の実現に向けて、情報化推進の視点として、以下の視点を定めています。
- これらの視点をもとに、具体的な取組を示し、情報化を通じた大田区の更なる発展のため、本計画を策定するものです。

目標 1

一人ひとりにあった やさしい行政サービスの提供

- デジタル技術やデータを活用して、多様化する一人ひとりのニーズに合った行政サービスを提供します。
- 利用者の視点でつかいやすく、区民や職員を含めた誰もがデジタルの恩恵を受けられるようなサービスをデザインします。

目標 2

あらゆる業務の抜本的な改革 を通じた持続可能な自治体 経営の実現

- 変化する社会情勢に適応するため、現状を是とせず区のあり方を継続的に変革します。
- サービスや業務の一部ではなく、あらゆる分野を横断し、全体最適を考えた変革を目指します。

目標 3

デジタルによる関係構築・ 地域の課題解決

- デジタルを通じて区にかかわる様々な関係者との協働・協創を実現します。
- まちの活力を増大させるため、デジタルの力を使って地域の課題を解決したり魅力を更に向上、発信します。

目標 4

デジタルの力を通じた 「ひと」の力の活性化

- 目指す姿実現のため、区職員一人ひとりがデジタルを活用できるような資質を備えます。
- 徹底的なデジタル化・自動化を通じて、より人が注力すべき領域へのリソースシフトを実現します。

【参考】デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは

- 近年では、**デジタル・トランスフォーメーション（DX）**という概念が広く使われています。
- DXは、**デジタル技術やデータを活用して、既存の業務のあり方やサービスを変革・創造すること**で、業務の効率化のみならず、組織風土の改革なども通じて、これまで達成できなかった住民のニーズなどを満たすサービスの提供を可能とするものです。

DX推進に向けて

- DXの推進に向けては、業務のデジタル化（デジタライゼーション・デジタイゼーション）や、それに伴う業務の見直し・効率化から段階を踏んで実施していくことが極めて重要です。
- ただし、単なるデジタル化による効率化だけを目指すのではなく、その先の業務のあり方や住民サービスがどのように向上するのを見据えて、DXを推進します。

Digital Transformation

デジタル・トランスフォーメーション（DX）

- **デジタル技術を活用して「ビジネスモデル」や「サービス」を変革・創造**していくこと。
例えば、収集した観光客のデータを用いて需要予測を行う、AIセンサーを活用した公共設備の劣化診断を行う、オンラインで24時間窓口手続や相談が可能になる（更には手続・相談内容を蓄積し、別のサービスのデータとすること）など。

Digitalization

デジタライゼーション

- **「ビジネスプロセス」自体をデジタル化**すること
例えば、区報をデータで配布すること、入札・契約手続をオンライン化すること、窓口で提出すべき書類をオンライン手続で完結するようにすること、キャッシュレスでの支払ができることなど。

Digitization

デジタイゼーション

- **単にアナログ情報をデジタル情報に変換**すること
例えば、紙の書類をデータ化や画像化すること、電話や口頭で行っていた連絡をメール・チャットのやり取りに切り替えることなど。

施策体系の考え方

- 本計画では、計画の目的に沿って、4つの「目標」を設定しています。
- 4つの「目標」達成に向けた施策・事業等の具体的なDXの取組をそれぞれ整理しています。
- また、各取組について、**概要、達成すべき目標、目指す姿や実現に向けた取組**を記載するとともに、可能な限り**KPI※（重要業績成果指標）及びスケジュールの設定**を行い、管理しています。

大田区におけるDXの取組一覧の見方

- 目標に関連する施策・事業を整理して、体系化を行っています。
- また、「大田区DXの目指すべき姿」を踏まえて、特に推進すべき取組は、**【重点施策】**として記載しています。

事業名	ページ
目標1 一人ひとりにあったやさしい行政サービスの提供	
デジタル技術やデータを活用して、多様化する一人ひとりのニーズに合った行政サービスを提供します。	
【取組1】窓口DXの推進【重点施策】	9
【取組2】キャッシュレス決済の推進	12
利用者の視点でつかいやすく、区民や職員を含めた誰もがデジタルの恩恵を受けられるようなサービスをデザインします。	
【取組3】行政手続のオンライン化の推進【重点施策】	14
【取組4】マイナンバーの利活用推進	17
【取組5】医療DXへの対応	18
【取組6】こども・子育てDX	19
【取組7】こどもの育ち・子育て支援に関する情報発信の強化～専用ポータルサイトの構築・運用～	20
【取組8】図書館のDX推進	21

各取組の見方

- 個別の施策・事業については、概要、達成すべき目標、目指す姿や実現に向けた取組を記載するとともに、可能な限り住民視点及び職員視点のKPI（重要業績成果指標）及びスケジュールの設定を行い、管理しています。

【取組21】SNSを活用した手続のオンライン化

- ホームページやSNSなどを通じて、区民に必要な情報を提供し、手続のオンライン化を進めています。
- 特に、区民一人ひとりにとっての最適な情報発信等を実施するため、最も利用されているSNSであるLINEを活用した情報発信等の充実を図っていきます。



まだ登録はこちら

達成すべき目標、目指す姿

- 複雑化する社会においては、区民一人ひとりにとって必要とする情報や予約等の手続は異なるため、区から発信される情報や手続が個人のニーズに適した形で情報発信等されることが必要です。
- 区民のニーズの高い情報や行政手続を、LINEを通じて個人が受け取れるよう充実を図ることが重要であり、現在4万5000人（令和7年12月時点）の登録者数から、本計画期間中に10万人の登録者数を目指します。

実現に向けた取組

これまでの取組

- 【令和6年度】
 - ・ 「ごみの日」リマインダー通知「ごみ分別自動応答」「施設検索」「セグメント配信」機能等の追加
 - ・ 各種便利サイトとの連携
- 【令和7年4～9月】
 - ・ 「介護認定の進捗照会」機能や「リンク集」の追加
 - ・ 子育てハンドブック連携
- 【令和7年10～令和8年3月】
 - ・ イベントや二十歳のついで等と連携
 - ・ 「接遇状況の提供」機能の追加
 - ・ ポイント事業実施

今後の主な取組

- 【令和8年4月以降】
 - ・ セグメント配信の促進
 - ・ 各種事業との連携
 - ・ リッチメニューを継続的にアップデート
 - ・ クーポン配信
 - ・ 区制80周年お楽しみ企画
 - ・ 独自機能（アンケートやデジタルチケットなど）拡充

KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点				
LINE登録者数	4万人 実績 4.5万	6万人	8万人	10万人
職員視点				
コンテンツ数・手続数*	8件 (実績 90件) 12件 (実績 109件)	9件 120手続	10件 150手続	11件 180手続

* Logoフォームに連携できる手続類
大田区DX推進計画【本編】

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
利用者ニーズの把握	アンケート 回数数増大	アンケート 回答結果及び 属性分析		
情報発信手続拡充	関係部局 検討・追加	配信数増大 配信内容検討 コンテンツ数・ 手続数増大	配信数増大 配信内容検討 コンテンツ数・ 手続数増大	配信数増大 配信内容検討 コンテンツ数・ 手続数増大

KPIに対しての実績値を毎年度（ ）書きで追記しています。

施策体系

大田区におけるDXの取組一覧	P7
----------------------	----

大田区におけるDXの取組一覧

事業名	ページ
目標1 一人ひとりにあったやさしい行政サービスの提供	
デジタル技術やデータを活用して、多様化する一人ひとりのニーズに合った行政サービスを提供します。	
【取組1】 窓口DXの推進【重点施策】	9
【取組2】 キャッシュレス決済の推進	12
利用者の視点でつかいやすく、区民や職員を含めた誰もがデジタルの恩恵を受けられるようなサービスをデザインします。	
【取組3】 行政手続のオンライン化の推進【重点施策】	14
【取組4】 マイナンバーの利活用推進	16
【取組5】 医療DXへの対応	17
【取組6】 こども・子育てDX	18
【取組7】 こどもの育ち・子育て支援に関する情報発信の強化～専用ポータルサイトの構築・運用～	19
【取組8】 図書館のDX推進	20

事業名	ページ
目標2 あらゆる業務の抜本的な改革を通じた持続可能な自治体経営の実現	
変化する社会情勢に適應するため、現状を是とせず区のあり方を継続的に変革します。 サービスや業務の一部ではなく、あらゆる分野を横断し、全体最適を考えた変革を目指します。	
【取組9】 セキュリティ対策の強化	22
【取組10】 データ利活用・オープンデータ	23
【取組11】 重層的支援体制整備	24
【取組12】 文書管理・財務会計システムの再構築	25
【取組13】 会計・監査業務におけるDX	26

事業名	ページ
目標3 デジタルによる関係構築・地域の課題解決	
デジタルを通じて区にかかわる様々な関係者との協働・協創を実現します。	
【取組14】 自治会・町会におけるSNS活用支援	29
【取組15】 生涯学習ウェブサイトによる学習や活動の支援	30
まちの活力を増大させるため、デジタルの力を使って地域の課題を解決したり魅力を更に向上、発信します。	
【取組16】 防災分野におけるDXの推進	31
【取組17】 デジタル化支援事業～経営課題解決を後押し～	32
【取組18】 GIS関連事業	33
【取組19】 デジタルツインによる橋梁メンテナンス計画	34
【取組20】 運行管理システム導入によるプラスチック回収のDX	35
【取組21】 SNSを活用した手続のオンライン化	36

事業名	ページ
目標4 デジタルの力を通じた「ひと」の力の活性化	
目指す姿実現のため、区職員一人ひとりがデジタルを活用できるような資質を備えます。	
【取組22】 DX人材の育成【重点施策】	38
【取組23】 eラーニングを活用した学習環境整備	42
徹底的なデジタル化・自動化を通じて、より人が注力すべき領域へのリソースシフトを実現します。	
【取組24】 デジタルツールを活用した業務効率化	43
【取組25】 AI等先端技術の活用推進	44

DX推進のための各種取組

目標1 一人ひとりにあったやさしい行政サービスの提供 P9

【取組 1】 窓口DXの推進【重点施策】

- デジタル技術を活用することにより、**区民や職員を含めた誰もがデジタルの恩恵を受けられる**ようなサービスをデザインする必要があります。
- デジタルに不慣れな方などが窓口に来た際も、デジタル技術を活用し、「**書かない」「待たない」「回らない」「行かない**」**窓口サービスを実現**することで、職員の負担を軽減しながら、区民サービスの向上を図ります。

達成すべき目標、目指す姿

- デジタル技術を活用して窓口DXを推進し、人にやさしい窓口を実現します。また、本庁舎の窓口機能は低層階に集約し、区民の本庁舎内の移動負担を低減します。
- オンライン相談を充実させることで、庁舎を訪れることなくどこでも相談ができ、区民の移動時間や費用等の負担を低減します。
- 地域庁舎や特別出張所の拠点機能を充実させることで、本庁舎への来庁が不要となり、自宅近くで必要な手続きや相談が可能となります。

① 書かない

手続き類の記入の自動化等により、窓口での区民の方々の手間を軽減します

具体的な取組

- Caoraの活用による証明書等の自動読込・転記
- 証明書自動交付機の活用推進



区民

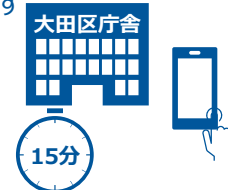
来庁が必要な手続き等も窓口の利便性が向上

② 待たない

待ち人数の見える化によるや拠点機能の充実により、来庁者を分散し、窓口での待ち時間を短縮します

具体的な取組

- 本庁舎・出張所の混雑状況のリアルタイムな把握と公開
- 駅ナカ窓口サービス拠点の整備
- 本庁舎1階窓口機能の拡充



来庁せずに手続き等が行なえて利便性が向上

③ 回らない

分かりやすい手順案内や来庁者の移動負担の軽減を図ります

具体的な取組

- 手順動線、レイアウトの改善
- WEB会議やロボットを活用した窓口同士の連携強化



④ 行かない

来庁せずに、自宅からオンラインによる手続き・相談ができるようになります

具体的な取組

- オンライン手続きの導入・拡充
(詳細は「取組3」掲載)
- オンライン相談の導入・拡充



【取組 1】 窓口DXの推進

実現に向けた取組

これまでの取組

- 本人確認書類から住所・氏名等の基本情報を読み取り、各種申請書に自動転記する申請書作成支援システム「Caora（カオラ）」を試行運用しました。
- 特別出張所等の混雑状況を可視化するシステムを導入しました。
- 本庁舎において必要な窓口を案内する窓口案内ロボットの実証実験を行いました。



今後の主な取組

- アクセスがしやすい「駅ナカ窓口サービス拠点」（京急蒲田駅構内）の整備を図ります。
- 本庁舎受付窓口の拡充など、窓口機能の再構築に向けた全庁的な検討を進めます。
- 大田区で行われている相談業務において、オンライン相談を拡充します。
- 証明書自動交付機の活用を推進します。
- アバターロボット等の新技術の検証を継続し、窓口サービスにおける活用可能性を検討します。

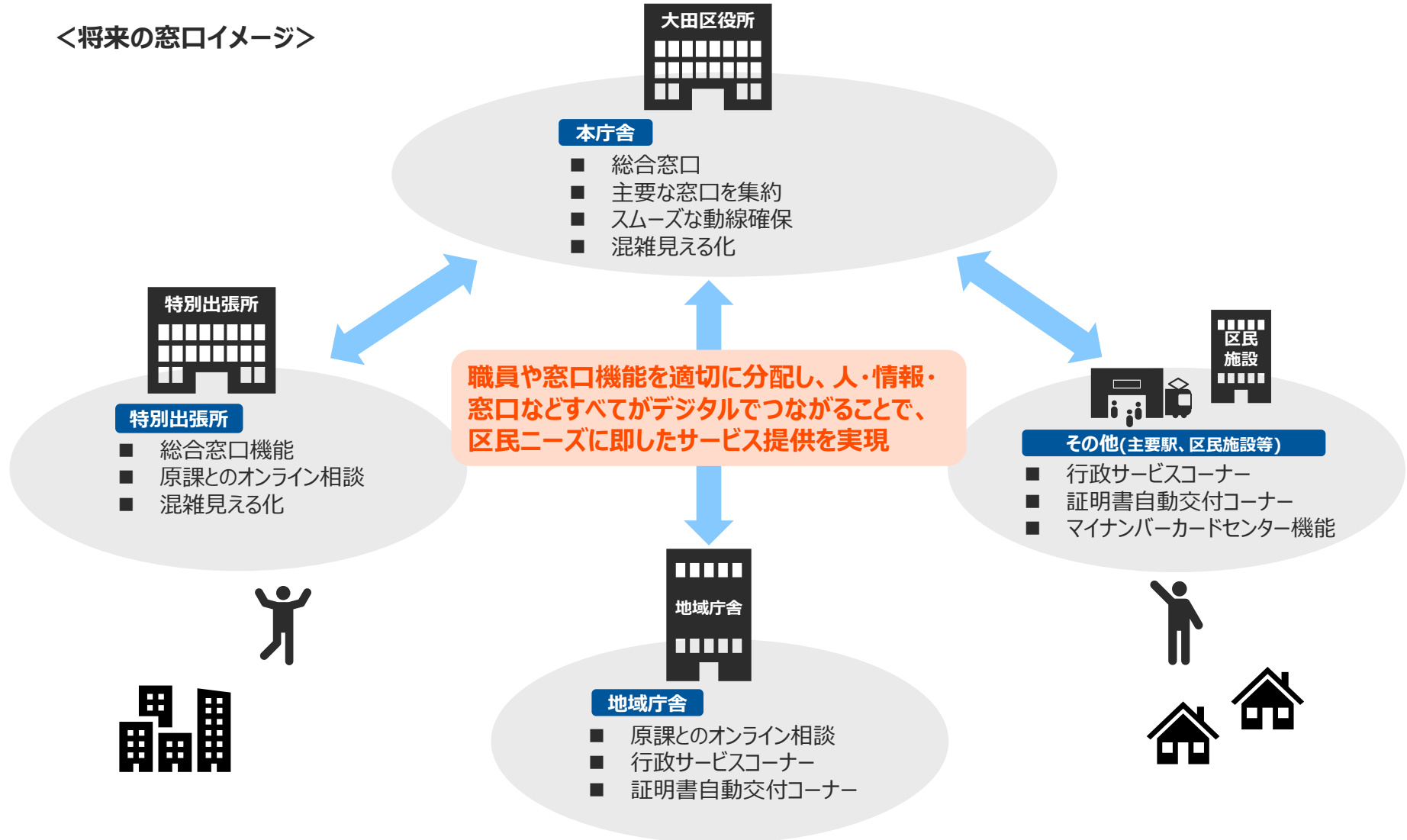
スケジュール

	R7	R8	R9	R10
本庁舎の手続窓口再構築	方針検討	レイアウト再編	効果検証	
		証明書交付機の活用推進		
相談業務のオンライン化	随時オンライン化			
地域の拠点機能強化	方針検討	駅ナカ拠点設置	効果検証	
		「待ち人数の見える化」全出張所配備		

【取組 1】 窓口DXの推進 ～地域庁舎等の行政資産を活用した将来の窓口イメージ～

- 本庁舎や特別出張所、地域庁舎、その他行政資産を効果的に活用し、フロントヤード改革※を進め、区民ニーズに即したサービスを提供します。

＜将来の窓口イメージ＞



【取組2】 キャッシュレス決済の推進

- 区が展開する「窓口決済」「オンライン決済」など、それぞれの手続・サービス、窓口の特性をふまえた、各業務に最適なサービスを導入します。
- 現金とデジタルの併用により、業務が煩雑にならないよう、あわせて既存業務も見直すことで、窓口環境の改善及び業務効率化を図ります。
- 行政サービスだけでなく、区内でキャッシュレス決済を広く定着させるため、区内中小個店における民間ペイメントサービスの活用など、キャッシュレス決済の導入を図る事業を推進します。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 端末設置窓口における継続的な運用及び、未導入窓口手続への積極的な導入推進など、それぞれのサービスにおいて、多様な支払手段の提供を図ります。
- ・ 中小個店のキャッシュレス決済の導入を促進し、利用者の利便性を高めるとともに運営効率化を図るなど経営基盤を強化することで、個店や商店街の生産性の向上や高付加価値化を推進します。

<各事業におけるキャッシュレス決済の活用事例>

①行政サービスにおけるキャッシュレス

(1) 窓口

- ・ 支払方法：クレジットカード、電子マネー、二次元コード
- ・ 端末の形態：レジスター連動型・決済端末独立型
- ・ その他
集計業務効率化の観点からセミセルフレジの導入も検討

(2) オンライン決済

- ・ 支払方法：クレジットカード、二次元コード
- ・ 利用形態：オンライン申請と連動（LoGoフォーム※）
- ・ その他
郵送請求の場合は、証明発行手数料とあわせて郵送料の徴収も検討

(3) 納付書のキャッシュレス決済

納付書のキャッシュレス決済

- ・ 支払方法：クレジットカード、二次元コード
- ・ 利用形態：納付書記載のバーコードをスマートフォン等で読み込み、各種決済を以て支払

その他

令和8年度以降、eLTAX※が税以外の公金収納の支払にも対応予定であるため、活用を検討

【取組 2】 キャッシュレス決済の推進

② 地域経済活性化のためのキャッシュレス導入

大田区プレミアム付デジタル商品券事業

- ・ 利用形態：スマートフォンに専用アプリをダウンロードして申込、チャージ、支払
- ・ プレミアム率（R3：30%、R4～R6：20%）
- ・ 発行部数（R3～R4：30万部、R5：25万部、R6：20万部）



実現に向けた取組

これまでの取組

【令和3年度から令和6年度】

① 行政サービスにおけるキャッシュレス

- ・ 窓口への決済端末導入
- ・ 納付書のキャッシュレス決済
- ・ オンライン申請×オンライン決済対応

② 地域経済活性化のためのキャッシュレス導入

・ 大田区プレミアム付デジタル商品券事業
【令和7年度】

② 地域経済活性化のためのキャッシュレス導入

- ・ 民間キャッシュレス決済サービスを活用したポイント還元キャンペーンの実施

今後の主な取組

【令和8年度以降】

① 行政サービスにおけるキャッシュレス

- ・ 窓口への決済端末導入
- ・ 納付書のキャッシュレス決済
- ・ オンライン申請×オンライン決済対応

② 地域経済活性化のためのキャッシュレス導入

- ・ 商店街が実施するキャッシュレス決済キャンペーンへの補助



スケジュール

	R7	R8	R9	R10
行政サービスにおける キャッシュレス	安定稼働及び、設置窓口・手続の拡充			
地域経済活性化のための キャッシュレス導入	ポイント還元 キャンペーン実施 (8月・1月)	キャッシュレス決済商店街キャンペーン事業補助		

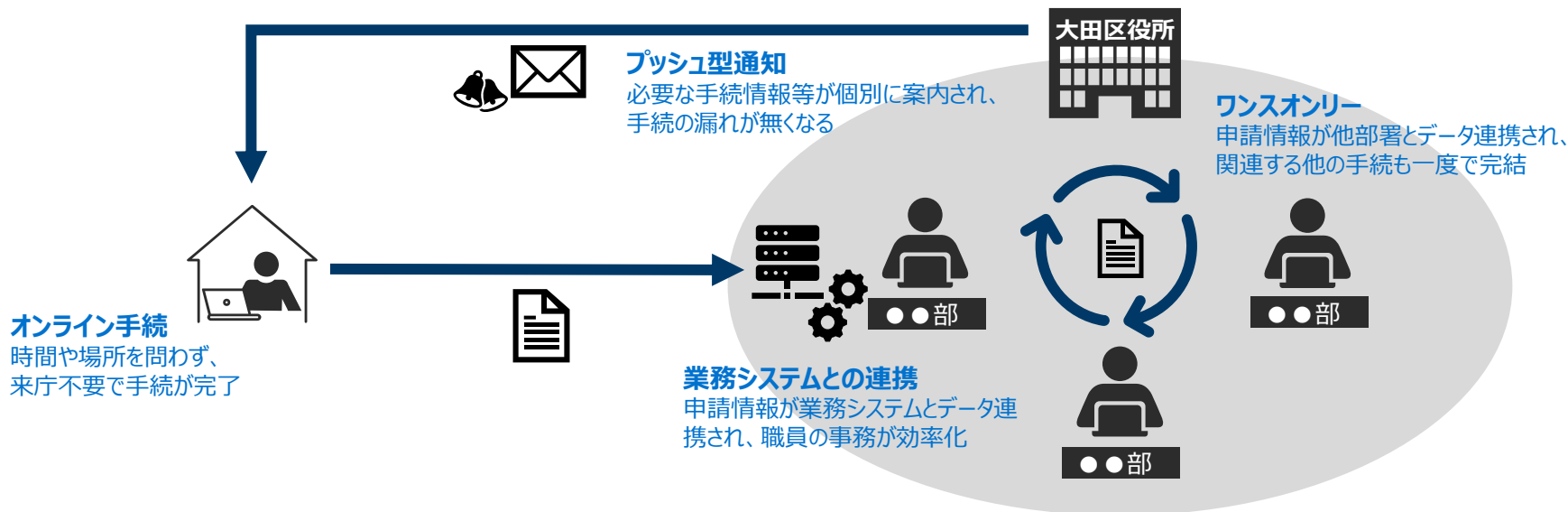
【取組3】 行政手続のオンライン化の推進【重点施策】

- 区民生活の利便性を向上させるためには、**デジタル技術やデータを活用して、多様化する一人ひとりのニーズに即した行政サービスの提供**が求められます。
- **大田区で行われる行政手続を原則すべてオンライン化**し、区民の方が、時間や場所を問わず、いつでもどこでもスマートフォンやパソコンから手続が可能となる環境を構築します。

達成すべき目標、目指す姿

- 優先度の高い手続に関してオンライン化を進め、令和12年までに原則すべての行政手続をオンライン化します。
(年10件以上ある区民等からの申請手続きで、法令等によりオンライン化できない手続きを除く)
- ライフイベント等に合わせて必要な手続を**プッシュ型**※でお知らせし、区民が手続を把握できるとともに、一度の申請で関連する複数の手続が完結する**ワンスオンリー**※を目指します。
- 職員視点では、手続情報と業務システムとの**データ連携**を図ることで、手入力等の手間を省き事務の効率化を実現します。

<行政手続のオンライン化後のイメージ>



【取組3】 行政手続のオンライン化の推進【重点施策】

実現に向けた取組

これまでの取組

- 大田区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定し、手続オンライン化に必要な事項を定めました。
- 大田区で実施されている行政手続の棚卸を行い、優先的にオンライン化すべき手続を整理しました。
- オンライン化にあたり、必要となるツールを導入、整理しました。（LoGoフォーム※、ぴったりサービス※、東京共同電子申請届出サービス※など）
- 各種処分通知のオンライン化を進めるため、電子署名※を導入しました。



今後の主な取組

- オンライン化の障壁となっている課題ごとに対応策を検討し、着実な取組を進めます。
- 区民の手続漏れを無くすため、各行政手続においてプッシュ型※通知機能の導入を促進します。
- ワンスオンリー※の実現に向け、手続情報の内部連携を促進します。
- 事務効率化に向け、申請情報と業務システムのデータ連携を促進します。
- 事業者による、各種補助金、助成金等のオンライン申請ができる環境を整備します。

KPI

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
住民視点						
オンライン化カバー率* *区民からの申請手続（年10件以上）における、オンライン化済手続の年間申請件数／全手続の年間申請件数（法令等により実装不可の手続きを除く）	優先度の高い300手続をオンライン化（実績 165件）	区民申請カバー率 90%		年間100件以上の手続中心	区民申請カバー率 100%	
		年間500件以上の手続中心				
		事業者からの申請（「GbizID」等で手続できるものは完全オンライン化）				
		施行通知（電子署名、公印省略で対応可能なものは完全オンライン化）				

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
手続のオンライン化	優先度の高い手続を随時オンライン化			その他手続を随時オンライン化
電子署名の導入	導入	運用継続・手続拡大		
プッシュ型通知の導入	活用検討	随時導入		
申請情報と業務システムのデータ連携	方針検討		随時導入	

【取組 4】 マイナンバーの利活用推進

- 令和6年12月の健康保険証廃止に伴い、PMH※（Public Medical Hub）による各種医療費助成受給者証との一体化が令和7年度以降に実装されるほか、在留カードや国家資格との一体化など、マイナンバーカードを活用した国の取組が加速しています。
- マイナ保険証の利用促進や公金受取口座、既存業務へのさらなる活用推進のほか、各業務所管と連携を図りながら、マイナンバーの制度のさらなる利活用を進めます。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ マイナンバーカードを区においても「デジタル社会の基盤」と位置づけ、区民生活の向上に資するあらゆる行政手続・サービス提供のための媒体として、さらなる利活用を進めます。
- ・ マイナンバーカードを保有する方、保有していない方、それぞれに対する継続的な広報や支援により区民の皆様の利用促進を図ります。

実現に向けた取組

これまでの取組

- ・ マイナンバーカードの交付促進（カードセンター設置、商業施設での出張申請）
- ・ 各種証明書のコンビニ交付
- ・ マイナポータル※操作支援（マイナポイント、マイナ保険証利用者登録、公金受取口座登録）
- ・ 公的個人認証を活用したオンライン申請の推進
- ・ 独自利用事務の推進

今後の主な取組

【継続】

- ・ マイナポータル操作支援
- ・ 各種証明書のコンビニ交付拡充
- ・ カードの更新、特急発行対応
- ・ 独自利用事務推進

【令和8年度以降】PMH本格稼働に向けた情報連携対応（令和8年4月～児童医療費、ひとり親家庭等医療費に係る地方単独医療費助成の連携開始）、マイナンバーカードの空き領域を活用したサービスに係る検討

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
マイナンバーの利活用推進	PMH連携庁内検討・構築	PMH本格稼働		
	区の独自利用推進（オンライン申請、証明書コンビニ交付、利用事務等拡充）			
区民への包摂的な支援	マイナポータル操作支援			
	カード更新、特急発行対応			

【取組5】 医療DXへの対応

- 国が主導で進めている医療DXの推進に対応し、区民サービスの向上と業務の効率化を目指します。
医療DXとは、保健・医療・介護の各段階において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることです。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 区民が医療DXのメリットを享受できるよう、オンラインでの予診票及び問診票を利用できる医療機関の数を増やします。
- ・ 「医療DXの推進に関する工程表」に基づきサービス開始できるよう、国の動きを注視し、関係各所との調整や情報連携機能の整備を行います。

実現に向けた取組

区民向け周知

- ・ 医療DXのメリットをホームページ・区報・LINE・医療機関からのお知らせなど様々な方法で区民に周知します。
(メリット：予診票及び問診票をスマートフォンで入力可能、マイナンバーカード1枚で接種・受診可能、予防接種の接種状況及び健診状況をマイナポータル※等でいつでも確認可能になるなど)

体制整備

- ・ オンライン対応医療機関が増えるよう、医師会及び医療機関への情報提供や支援を行います。
- ・ 国の検討状況やシステム標準化、先行自治体の実施状況を踏まえて、関係各所との調整や庁内の運用整理を進めていきます。

KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点 オンライン予診票/問診票利用数	-	-	-	20,000件
職員視点 オンライン利用可能医療機関数	-	-	-	100医療機関

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
区民向け周知	情報収集・準備		区民向け周知実施	
体制整備	情報収集	システム構築・運用整理		実施
	医療機関への情報提供など			

【取組6】 こども・子育てDX

- こども・子育て分野へのデジタル技術活用により、こどもと子育て家庭がストレスなく行政サービスを活用できる環境を整えます。

達成すべき目標、目指す姿

- 様々な情報が氾濫している情報化社会において、区が発信する信頼性の高い子育てに関する情報を子育て世代へ届けます。目的に応じて必要な情報を、すばやく簡単に得られるようにします。
- 多忙な子育て世代が、時間や場所を選ばず、スマートフォンだけで行政手続きを完結できるようにします。
- デジタル技術の活用により、職員の事務負担を軽減し、限られた人数でも高いサービス水準を維持できる体制を構築します。

実現に向けた取組

区民向けサービスの拡充

- 子育てポータルを整備します。また、制度や手続きを自動的に案内するメニュー（チャットボット等）を拡充します。
- オンラインで完結する手続きを拡大します（電子申請手続きの拡大、キャッシュレス決済の推進）。
- マイナンバーカードによるサービスを拡充します（こども医療証の一体化）。

事務負担の圧縮等

- RPA※やAI-OCR※、Web会議システムを活用します。
- システム標準化により保守運用の負担軽減を図ります。
- 電話対応AIシステムを導入し、通話内容を記録することで、記録作成における業務効率化や人材育成を支援します。

KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点				
手続きのオンライン化進捗割合	20% (実績 20%)	45%	100%	新規事業等
職員視点				
RPA利用による削減時間（累計）	740時間 (実績 740時間)	1,550時間	2,440時間	3,420時間

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
区民サービスの拡充	オンライン申請拡大			
事務負担の圧縮	RPA活用			
	システム標準化			

【取組 7】こどもの育ち・子育て支援に関する情報発信の強化～専用ポータルサイトの構築・運用～

- ホームページやSNS等のICTを有効に活用し、こどもの育ち・子育て支援に関する情報発信の強化を図ります。
- 区民が情報にアクセスする際の利便性を大幅に高める専用ポータルサイトを構築、運用します。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ こどもの育ちに資する情報や子育て支援サービスに関する情報へアクセスしやすい専用ポータルサイトを新たに構築し、令和10年度までに年間62,000回のアクセス数を目指します。

【区ホームページと専用ポータルサイトの機能の違い】

区ホームページ：多様な区政情報の一部として詳細な内容を掲載 専用ポータルサイト：各種の詳細情報にアクセスしやすいよう入口を集約

実現に向けた取組

これまでの取組

【令和6年度】

- ・ 大田区LINE公式アカウントのメニュー（右図）及びデザインの改善、児童手当手続に関するチャットボット機能及び子育て施設検索機能を追加しました。
- ・ 「子育てハンドブック」のデジタルブック化による利便性向上及び機能を拡充しました。

【令和7年度】

- ・ こどもや子育て家庭が必要な情報に簡単に辿りつきやすい大田区子育て支援ポータルサイト「おおた子育てナビ Hug（はぐ）くみ」開設
- ・ LINEのセグメント配信により、「児童手当のお知らせ」「子育て講座」等の情報を発信しました。
- ・ 「プールの検索機能」「中高生の居場所検索機能」をリリースしました。



大田区子育て支援ポータルサイト
「おおた子育てナビ Hug（はぐ）くみ」

今後の主な取組

【令和8年4月以降】

- ・ 大田区子育て支援ポータルサイト「おおた子育てナビ Hug（はぐ）くみ」の運用を通じてアクセス実績等からの随時改善
- ・ LINEによるヤングケアラー支援情報の発信

KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点 ポータルトップページ アクセス数	R8年 1月21日 公開	56,000回	59,000回	62,000回
職員視点 ポータルトップピク 更新回数	R8年 1月21日 公開	50回	50回	50回

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
ポータルサイトの 構築・運用	構築 ・公開	運用		
ポータルサイト 掲載コンテンツ の拡充	検討・追加	検討・追加	検討・追加	検討・追加

【取組 8】 図書館のDX推進

- 区立図書館では、令和2年3月からICタグ※を利用した自動貸出サービスなどを提供し、利用者の利便性向上や業務効率化を実現させる図書館サービスのDXに取り組んできました。
- 引き続き、非来館型である電子書籍貸出サービスの利用拡大に向けての取組や、新たに座席管理システム、かじだしカードのスマートフォン表示などの図書館DXを進め、いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現します。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 来館が困難な方へ向けての図書館サービスである電子書籍貸出サービスに関するPRの強化及び魅力あるコンテンツ※の提供に取り組むことで、電子書籍の貸出回数を約3万回（令和5年度実績）から、本計画期間中に4万2千回（1.4倍）への増加を目指します。
- ・ 来館が困難な方へ向けての図書館サービスである電子書籍貸出サービスに関するPRの強化及び魅力あるコンテンツ※の提供に取り組むことで、電子書籍の閲覧数を約8万8千回（令和7年度実績）から、本計画期間中に9万7千回（1.1倍）への増加を目指します。
- ・ 座席管理システムを導入し、閲覧席などの座席の事前予約利用による利便性向上や、公平性を高めます。また、かじだしカードをスマートフォンに表示させる機能や利用者登録のオンライン申請の導入を検討し、いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現します。

実現に向けた取組

これまでの取組

- 【令和元年4月】
 - ・ ICタグ付きバーコード装備作業開始
- 【令和2年3月】
 - ・ ICタグを利用した貸出サービスの運用開始
- 【令和2年6月～11月】
 - ・ ICタグ関連機器の導入
- 【令和3年10月】
 - ・ 電子書籍貸出サービスの開始
- 【令和6年4月】
 - ・ 電子書籍貸出サービス試行実施から本格実施へ移行、電子書籍児童書読み放題サービスを開始
- 【令和7年度】
 - ・ 電子書籍貸出サービスのコンテンツ数の増加
- 【令和7年12月】
 - ・ かじだしカードのスマートフォン表示、貸出履歴の自動登録開始
- 【令和8年1月】
 - ・ 座席管理システムの3館導入



今後の主な取組

- 【令和8年度】
 - ・ 電子雑誌閲覧サービスの導入
- 【令和8年度～令和9年度】
 - ・ 座席管理システムの導入効果検証
- 【令和8年度～令和10年度】
 - ・ 利用者登録のオンライン申請
- 【令和10年度】
 - ・ 座席管理システムの導入館拡大



KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点				
電子書籍貸出回数	33,000回 *1 (実績 29,893)	—	—	—
電子書籍閲覧数	—	91,000回 *2	94,000 *2	97,000 *2
電子書籍認知度	84% (実績 79%)	86%	88%	90%

* 1 R7年度のみ貸出回数で計上しています

* 2 電子書籍読み放題サービスの拡充を理由に、R8年度以降の数値を閲覧数に変更しました

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
電子書籍コンテンツ数増加・PR	実施			
座席管理システム・かじだしカードスマートフォン表示	導入	効果検証		導入館拡大
利用者登録オンライン申請	検討・導入			

DX推進のための各種取組

目標 2	あらゆる業務の抜本的な改革を通じた持続可能な自治体経営の実現	P23
------	--------------------------------------	-----

【取組 9】 セキュリティ対策の強化

- 区において情報化を推進する必要性が高まっている一方で、それに伴うセキュリティリスクの懸念やサイバー攻撃※の高度化・巧妙化など、これらの脅威に適切に対応していく必要があります。
- 情報セキュリティに関する知識の高度化や、現状のセキュリティリスクの把握・改善に継続的に取り組む中で、適切な対策を講じた上で適正かつ安全な行政運営を目指します。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 国が示してきた地方公共団体における「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ監査」に関するガイドラインに基づき、「三層の対策」など、ネットワークの強靱化に取り組むとともに、「自治体DX推進計画」に基づく「情報システムの標準化・統一化」の対応とあわせて、政府共通のクラウドサービス「ガバメントクラウド」への移行についても検討を進めています。
- ・ 政府においては、新たなセキュリティの考え方である「ゼロトラスト・アーキテクチャ」の検討も進めており、国の動向も注視しながら情報システム全体の強靱性の維持・対策を行っていきます。
- ・ 個人情報やシステムを取り扱う所属・職員に対しては、情報セキュリティ監査や研修の実施、セキュリティ事故対応の際マニュアルなどを通して個人情報保護及びセキュリティ対策の徹底を図ります。

実現に向けた取組

強靱なネットワークの構築・維持

- ・ これまでも、国の基準に基づく強靱なネットワークを構築・維持してきました。今後も国の動向や最新のテクノロジーなどの情報収集を図りながら継続的に強靱なネットワークの構築・維持をすすめていきます。

情報セキュリティ研修の継続的实施

- ・ これまで、職員へ向けた「情報セキュリティ研修」などを実施してきました。今後も必要な研修を検討し、継続して研修を実施していきます。

情報セキュリティ監査の継続的实施

- ・ これまで、自己点検としての「セキュリティ・セルフチェック」や定期的な情報セキュリティ監査の実施により、人的・物理的・技術的なセキュリティリスクを把握し、セキュリティ対策の改善につなげてきました。今後も継続的に実施することで、適正かつ安全な業務運用を目指します。

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
強靱なネットワークの構築・維持		ネットワーク維持・構築、情報収集など		
情報セキュリティ研修の実施		継続して研修を実施		
情報セキュリティ監査の実施		継続して監査を実施		

【取組10】 データ利活用・オープンデータ

- 区が保有する公的情報をオープンデータ※として公開することにより、区政の透明性・信頼性の向上はもとより、多様な主体によるデータ利活用の促進を図り、既存の区民サービスの高度化や地域課題解決に資する新サービスの創出に繋げていきます。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ ユーザー（民間）との関係を強化し、どのようなデータが求められているかを把握することで、公開と利活用の好循環を生み出していきます。そのために、利活用の推進を見据え、データの「量」だけではなく「質」を向上させることや、大量のデータを効率的かつ適正に管理し、安定的・継続的に提供していく必要があります。
- ・ また、オープンデータの取組意義について、庁内のさらなる理解促進、意識向上を進めていく必要もあります。

実現に向けた取組

オープンデータのニーズの把握・分析

- ・ 東京データプラットフォーム※（東京都が運営するオープンデータに関するWEBサイト。以下、「TDPF」という。）への参画などにより、データに関するニーズや、利活用の事例を積極的に収集・公開します。

データの整備

- ・ 効率的な運用管理が可能となる庁内全体のデータベースやデータ連携のあり方を検討します。また、BIツールの活用により、データの可視化や、区民や事業者の皆様に分かりやすい情報発信を推進します（令和8年1月～財政データのダッシュボード公開）。

職員に対する啓発活動

- ・ 国・都の動向や利活用ニーズを踏まえたオープンデータの新指針を定めるとともに、取組意義や、公開・利活用に関する基礎研修を開催します。また、これらの取組について、庁内全体に向けて積極的に発信していきます。

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
ニーズの把握・分析、発信強化	TDPFや各所管との連携による、ニーズの把握、利活用事例の収集・分析			
データ整備	自治体標準データセット等のデータクレンジング（データの表記の統一など、二次利用に適した形式への補正）			
		庁内全体のデータベースやデータ連携のあり方を検討		
	BIツールの導入	BIツールの活用、ダッシュボードの公開		
職員に対する啓発活動	オープンデータの指針見直し	オープンデータ基礎研修開催		
	庁内全体に向けて各取組について継続的に発信			

【取組11】 重層的支援体制整備

- 福祉関連の相談情報や資格・給付情報などを福祉部内の各窓口で情報共有する重層的支援情報共有システムは、令和5年度から運用を開始しました。
- 令和6年度の端末配備体制の強化を機に、更なる利用促進と効果的な活用方法等を検討し、重層的支援体制整備事業の一層の促進を図ります。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 各関係機関が、迅速かつ正確に、支援に必要な情報を得ることで、包括的な支援体制を整備し、「地域共生社会」の実現に繋がります。
- ・ 各関係機関で作成している支援記録を有効に活用・共有し、適切な支援プランの作成に繋がります。

実現に向けた取組

システム運用、連携システム対応

- ・ 重層的支援体制整備事業に関わる部署や各機関において、支援に必要な情報が速やかに得られるよう、重層的支援情報共有システム等の運用を通じ、情報共有の仕組みを引き続き検討します。
- ・ 各業務システムの標準化等に適切に対応し、重層的支援情報共有システムへの情報連携を円滑に行います。

システム活用方法の検討

- ・ 記録時間や移動コストの削減等のために、セキュリティ管理のされたクラウドシステム等の情報共有システムを活用して、重層的支援体制における支援チーム内で、場所を選ばず、いつでも情報共有やコミュニケーションが図れるよう、支援の質の向上と業務の効率化を検討します。

スケジュール

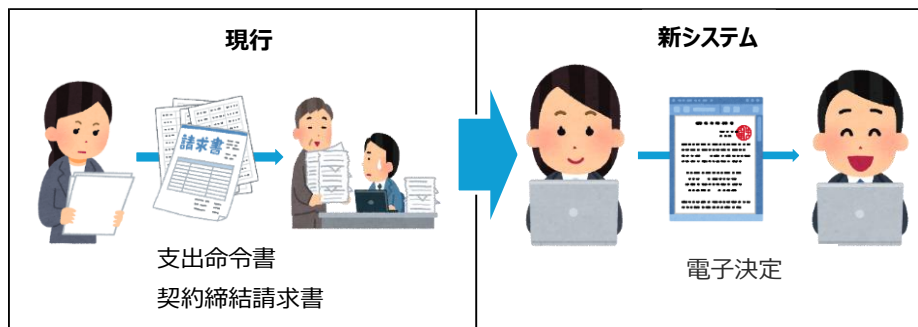
	R7	R8	R9	R10
システム運用、 連携システム対応	システム運用・随時見直し検討			
	標準化システム 連携対応		必要に応じて システム改修	
システム活用方法の検討	システム活用	活用方法の再検討	システム活用	

【取組12】 文書管理・財務会計システムの再構築

- 現行の文書管理・財務会計システムは、稼働から約20年経過し、システム更改時期を迎えます。
- システム再構築の中では、契約や支出審査事務等のさらなる業務のDXを推進し区民サービス向上を図るとともに、再構築に合わせて既存の業務フローの見直しに取り組むことで、より効率的な行政運営を実現します。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 財務伝票等の電子決定や支出審査事務の電子化により、職員の業務負担軽減を図ります。
- ・ パッケージシステムの導入を目指し、安定的なシステム稼働に加えて、内部事務の省力化に取り組みます。
- ・ 文書管理・財務会計システムと関連性の高い様々なソリューションと円滑な連携が実現できる仕組みを目指します。



実現に向けた取組

再構築に向けた必要な業務・機能要件の検討

- ・ これまで、部局横断的な部会を設け、必要な業務・機能要件の検討を実施しました。引き続き関係部局で連携し検討を行います。

システム再構築

- ・ 再構築にあたっては、パッケージシステム導入により、保守の容易性を確保するとともに、維持保守経費の低減を図ります。
- ・ 関係部局と密に連携を図り、要件定義や設計などのシステム開発作業を進めます。

業務フロー見直し、規則等改正

- ・ 各種規定等の点検・再整理を行い（必要に応じて改正）、導入するシステムに合わせて業務フローの見直しに取り組みます。

KPI

	R7	R8	R9	R10
支出命令書、 契約締結請求書 の電子化率	-	-	100% * 電子契約案件 * 学校を除く	100% * 電子契約案件 * 学校を除く

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
システム再構築	システム要件定義・設計 サーバー構築	ユーザー研修	システム運用	
業務フロー見直し 規則等改正	業務フロー検討	必要に応じて 規則等改正		

【取組13】 会計・監査業務におけるDX

会計管理室

達成すべき目標、目指す姿

- 予算執行（支払業務を行う）に必要な財務伝票等の電子決定を進めることで、予算執行所属の業務負担軽減を目指します。
- 会計管理室の支出審査業務の電子化を推進することで、承認プロセスの効率化と紙文書の印刷に係るコスト削減を目指します。

実現に向けた取組

これまでの取組

【令和6年度】

- 財務会計システムの更改に向け、必要な機能の整理を行い検討を進めました。
- 会計事務の適正な執行のために、会計事務の基本原則が確保される財務会計システムはどうあるべきかを検討しました。

【令和7年度】

- 事業者を確定し、システムの再構築を始めました。

今後の主な取組

【令和8年度】

- 会計事務の原則と照らし合わせ、適正な執行が可能となるようシステムの設計の検証を関係課とともに行います。
- 事務処理の変更に伴う、業務フローの見直し、会計事務規則等の改正を行います。

【令和9年度以降】

- 新システムで予算執行の運用を開始します。

監査事務局

達成すべき目標、目指す姿

- 業務に関わる紙資料の使用を削減するとともに業務の効率化を図ります。

実現に向けた取組

これまでの取組

- 定期監査ヒアリング資料、工事監査資料等について、各部局からPDFデータでの提出を求め、資料データを監査委員に配信する方法に変更しました。
- 監査委員用の端末を配備し、監査委員会議等は原則としてペーパーレスで実施しています。



今後の主な取組

- 決算審査や実地監査の際に必要な資料をデータ化してペーパーレス化を進め、業務の効率化を進めます。
- 文書・財務システムの再構築後の稼働開始に向けて、事務処理の電子化に対応した監査手法の検討を進めます。

DX推進のための各種取組

目標3 デジタルによる関係構築・地域の課題解決	P30
-------------------------------	-----

【取組14】 自治会・町会におけるSNS活用支援

- 自治会・町会が抱える、役員の固定化等の課題解決のため、ITの導入及びDXを推進しています。
- 特に、**組織内の情報共有における簡便化、組織外への効果的な情報発信**のため、**地域の実情に合わせたSNS等の活用**を図っていきます。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 単身世帯や共働き世帯が一般化した社会においては、従来の定期的な会合やアナログな情報伝達手段を用いた自治会・町会運営では役員の交代や新規会員の確保が難しく、DXを含めた運営方法の改革が必要です。
- ・ **自治会・町会の情報発信力を強化し、より多くの区民が地域活動に参加出来るよう**、現在、連合会含む27自治会・町会（令和6年9月時点）で開設している組織SNSを、**本計画期間中に計64自治会・町会での開設**を目指します。

実現に向けた取組

これまでの取組

【令和4～5年度】

- ・ 各地区連合会への情報端末の配備 ・ HP活用支援講習の開催
- ・ 各地区事例共有会の開催
- ・ 東京都つながり創生財団「まちの腕きき掲示板」への参加

【令和6年度】

- ・ 自治会・町会向けSNS活用ガイドブック作成・講習会開催
- ・ 東京都つながり創生財団「まちの情報発信講座」「まちの応援プロボノチーム」への参加

【令和7年度】

- ・ SNS活用ガイドブック作成・講習会開催
(SNS活用事例紹介・アカウント開設までの伴走支援)

KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点				
組織SNSを開設している町会数	40町会 (実績 50町会)	48町会	56町会	64町会

今後の主な取組

【令和8年度以降】

- ・ 東京都等主催の自治会・町会向け情報化推進事業等への参加促進の継続
- ・ SNS活用事例共有
- ・ 自治会・町会向けSNS活用ガイドブックを活用したアカウント開設・運用支援
- ・ 地域力推進各地区委員会との連携

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
東京都等主催事業	東京都つながり創生財団主催事業参加促進			
	東京都が行う新規デジタル支援事業への参加・協力			
SNS活用支援	活用講習会	SNS活用ガイドブックを活用した個別支援		

【取組15】生涯学習ウェブサイトによる学習や活動の支援



- 区内の生涯学習に関する情報を一元的にわかりやすく発信するウェブサイトを活用します。
- ウェブサイト上で動画による講座を公開します。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 様々な主体が実施している学習情報を体系化し、区民の学びたいことと学びの機会がにつながる情報発信を行うことで、区民の学習や活動のきっかけづくりを支援します。
- ・ 時間的、空間的な制約等から会場に赴くことができない区民にも、自宅等から気軽に学ぶ機会を提供します。

実現に向けた取組

これまでの取組

【令和5年1月下旬】

生涯学習ウェブサイト「おおたまなびの森」を公開し、以下のコンテンツ※を掲載

- ・ 庁内各部署が実施する講座事業、意識啓発事業、区民参画事業
- ・ 社会教育関係団体に関する情報
- ・ 生涯学習ボランティアに関する情報
- ・ 講座・イベントレポート、コラム

【令和6年10月下旬】

ウェブサイト一部リニューアル、全文検索機能を追加

【令和7年9月】

区公式LINEリッチメニュー（リンク集内）への追加

今後の主な取組

生涯学習ウェブサイトの運用を継続しながら、より多くの利用を促すために、以下の取組を行います。

- ・ 大田区公式X、大田区公式LINE等を活用したウェブサイトの認知度向上
- ・ 多様な主体と連携したコンテンツの拡充
- ・ 視認性及び操作性向上のための改修
- ・ コンテンツの充実を図るため、サイト入稿権限を指定管理者等にも拡大

KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点				
閲覧数/年	384,000PV (実績 概算 348,000PV)	372,000PV (*)	378,000PV (*)	384,000PV (*)
職員視点				
新規コンテンツ登録数	100件 (実績 概算480件)	100件	100件	100件

*HP改修による遷移性・操作性の向上を理由に、閲覧数が減少したため、R8年度以降のKPIを見直しました

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
情報発信の充実	生涯学習ウェブサイトの運用			
		入稿権限の拡大		
		ウェブサイトの改修		

【取組16】 防災分野におけるDXの推進

- 近年、災害が激甚化・頻発化していることから、システムを活用して災害対策本部での情報共有の円滑化を進めているほか、防災アプリでの避難情報伝達の迅速化などに取り組んでいます。
- 令和6年能登半島地震の教訓も踏まえ、**マイナンバーカードの活用による正確な避難者名簿の作成**や「**被災者生活再建支援システム**」の更なる活用を進め、**被災者一人ひとりの円滑な生活再建に繋がります。**

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 「大田区防災アプリ」とマイナンバーカードの連携による避難所入退所管理機能を実装し、避難者名簿の作成をデジタル化するほか、名簿データに希望する支援情報を反映することで、避難者一人ひとりの状況把握を行います。
- ・ 発災時の円滑な運用を図るべく、更なる広報をはじめ、各避難所の訓練等での活用により、**本計画期間中に10万人のアプリ登録者数**を目指します。
- ・ **り災証明書交付申請のオンライン対応**を行い、一層の交付迅速化を進めます。



実現に向けた取組

これまでの取組

【大田区防災アプリ】

- ・ 「適切な避難行動」に繋げる情報発信
- ・ 避難発令等のプッシュ通知
- ・ 防災行政無線放送内容の自動連携 (令和7年10月)
- ・ プッシュ通知の到達速度・到達率の改善

【被災者生活再建支援システム】

- ・ り災証明書発行機能の活用
- ・ 住家被害認定調査モバイルシステムの導入 (令和7年9月)
- ・ Logoフォームを活用したりり災証明書交付申請のオンライン対応

今後の主な取組

【大田区防災アプリ】

- ・ 令和8年度に避難所入退所管理機能（避難所DX）の運用を開始します。
- ・ 令和8年度以降、各訓練等で避難者受付・名簿管理システムを運用します。
(メリット：マイナンバーカード情報の事前登録によるスムーズな避難所入退所手続、避難者情報の災害対策本部等との共有による一層適切な支援の実現 など)

【被災者生活再建支援システム】

- ・ 令和7年9月11日大田区豪雨において、Logoフォームを活用したりり災証明書交付申請のオンライン対応を行いました。紙による申請と比較し、効率的な交付が実現できたことを踏まえ、オンライン申請の具体的な運用整理を行います。
(メリット：交付迅速化、被災者及び職員双方の負担軽減)

KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点				
防災アプリ登録者数	70,000 (実績 77,528)	80,000	90,000	100,000
職員視点				
避難所入退所訓練実施数(累計)	—	6	12	18

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
避難所入退所管理機能	構築	実証・機器配備	運用	
被災者生活再建支援システム	り災証明書交付申請のオンライン対応			
	応急危険度判定オプション 訓練・運用			
	被災者台帳 庁内検討・活用			

【取組17】 デジタル化支援事業～経営課題解決を後押し～

- 本事業では、中小製造業のデジタル化推進に向けたセミナーの実施や、専門家の伴走支援による経営課題の解決を推進します。



達成すべき目標、目指す姿

- 中小企業の中でも小規模な事業者が多い大田区では、デジタル化への取組が十分であるとは言い難い状況にあります。本事業によりデジタル化の機運醸成を図るとともに、デジタル化による経営課題の解決を目指します。

実現に向けた取組

これまでの取組

【令和7年度まで】

- 中小製造業向けのデジタル化セミナーを実施しました。
- 中小製造業のデジタル化による経営課題の解決を図るため、専門家による伴走支援を実施しました。
- 個店のLINEを活用したマーケティング力の強化を図るため、外部人材による伴走支援を実施しました。

今後の主な取組

【令和8年度以降】

- 中小製造業のニーズに即したデジタル化セミナーを実施します。
- デジタル化による経営課題の解決のための伴走支援を引き続き実施します。



KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点				
デジタル化セミナー参加事業者数	20社 (実績 申込：22社 参加：15社)	20社	20社	20社

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
セミナーの開催		実施		
伴走支援		実施		

【取組18】GIS関連事業

- 道路情報を必要とする利用者は自宅や職場からWEB公開型GIS※にアクセスし、必要な情報の閲覧・複写を可能にします。

道路課窓口

職員による閲覧・複写サービス



現状

WEB公開型GIS

自宅・職場等から閲覧・複写可能



まちづくり情報閲覧コーナー

まちづくり情報閲覧コーナーから

WEB公開型GISにアクセス

閲覧・複写可能



今後

達成すべき目標、目指す姿

- 道路情報を必要とする利用者の利便性向上 ⇒ いつでもアクセス可能、来庁不要
- 来庁者数の減少 ⇒ 効率的な窓口運営、窓口の縮小、機器設置台数の削減
- 窓口業務の負担軽減 ⇒ 重点事業への人的リソースの確保・効率的な人員配置

実現に向けた取組

これまでの取組

- 【令和4年度】
 - WEB公開型GIS導入に向けた課題抽出
- 【令和5年度】
 - WEB公開型GISシステム構築
- 【令和6年度】
 - WEB公開型GIS試験運用
- 【令和7年度】
 - WEB公開型GIS本格稼働（令和7年12月）
 - まちづくり情報閲覧コーナーでWEB公開型GISにアクセスし、道路情報の閲覧・複写が可能（令和8年2月）

今後の主な取組

- 【令和8年度】
 - 窓口の縮小、窓口での機器設置台数削減（令和8年10月）

KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点				
利便性向上	WEB発行枚数 6.5万枚 (実績 6.5万枚)	WEB発行枚数 6.7万枚	WEB発行枚数 6.9万枚	WEB発行枚数 7.0万枚
職員視点				
窓口業務の軽減	窓口発行枚数 約50%削減 (実績 50%削減)	窓口発行枚数 約55%削減	窓口発行枚数 約60%削減	窓口発行枚数 約65%削減

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
WEB公開型GIS		令和7年12月本格稼働		
まちづくり情報閲覧コーナー	WEBGISシステム改修	機器設置（来庁者が機器を操作しWEB公開型GISから閲覧・複写）		

【取組19】 デジタルツインによる橋梁メンテナンス計画

- これまでのインフラ（橋梁）の維持管理は、すべての作業において人が中心となり、紙媒体を用いた維持管理形態となっています。
- 今後加速度的に老朽化するインフラに対しては、効率的な管理形態が求められ、安全性の向上、担い手不足等の課題を解決するために、デジタルデータを活用したデジタルツイン※による維持管理へと転換を図っていきます。

達成すべき目標、目指す姿

- インフラの整備・維持管理により、区民の生命と財産を守り、生活基盤を豊かにしてきましたが、人口減少・高齢化・災害などの様々な課題の下でインフラが老朽化しております。効率的な管理が可能なデジタルデータによる一体的な管理へ転換し、社会環境の変化に合わせた持続可能なメンテナンスサイクルの構築を目指します。

実現に向けた取組

これまでの取組

【令和6年度】

- 「ドローン」と「AIによる画像診断、点検調査の自動作成」を橋梁点検に適用しました。
- 「加速度センサ※」によるモニタリングを実施しました。

【令和7年度】

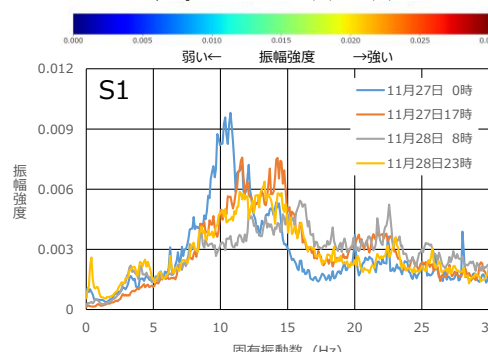
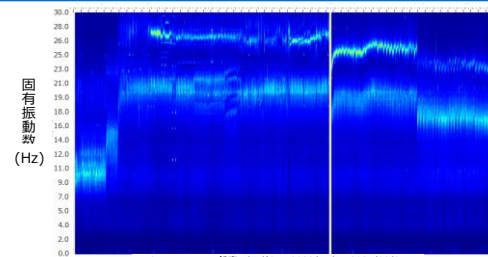
- 「大田区実証実験・実装促進事業」(HOIP)を通じて、健全性判定の自動支援の適用に取り組みました。

KPI

今後の主な取組

【令和8年度】

- 「加速度センサ」によるモニタリング結果を活用して、健全性判定への適用について検討を進めます。
- AIによる変状検知とともに、健全性判定の支援について検証を進めます。また、腐食の検知や塗膜劣化への適用についても検証を進めます。



目視にて点検ができない箇所に加速度センサを設置して損傷が生じた場合の事例



AIによる画像診断の事例

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
住民視点 点検コストの縮減	実施なし	実施なし	実施なし	1,000万円
職員視点 導入割合	実施なし	実施なし	実施なし	30%

	R7	R8	R9	R10
モニタリング結果の検証	測定解析 計画への反映	検証		点検での導入
画像精度の影響検討	現地作業と検証			点検での導入

【取組20】 運行管理システム導入によるプラスチック回収のDX

- 資源プラスチック回収事業において、回収車両にタブレット端末を搭載し管理者用PCとネットワーク回線で繋ぐことで、リアルタイムに車両の運行状況や回収状況を把握しています。
- 回収作業中に発見した不適正排出等を記録し即座にデータで共有しています。
- これまで書類管理だった車両の回収ルートや集積所情報等をデジタル化し、作業の効率化に寄与しています。
- システムを活用した車両台数の算出により、毎年度約8,000万円（約2,000万円/台×4台）の費用及び温室効果ガス削減を実現しています。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 回収ルート及び回収作業の効率化により、必要最低限の車両台数を確保することで、温室効果ガスの削減に貢献します。
- ・ 将来的な人材不足が懸念される中、回収業務全般に渡るデジタル化を進め、作業員の負荷軽減及び回収時間の短縮化を目指します。

実現に向けた取組

これまでの取組

【令和5年12月】

- ・ プラスチック回収車両13台にタブレット端末を搭載し、試行開始しました。

【令和6年2月～12月】

- ・ 回収作業に本格導入し、回収データを集約・分析し適正台数の算出を行いました。

【令和7年4月】

- ・ プラスチック回収全車両（計33台）及び資源の回収車両の一部にタブレット端末を搭載しました。

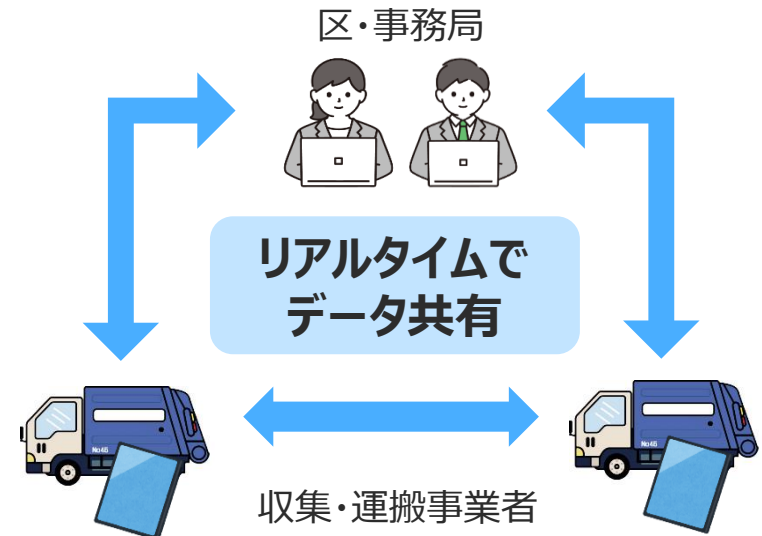
スケジュール

	R7	R8	R9	R10
適正車両台数の確保	車両台数の検証 約8,000万円/年の費用削減を実現	データ収集による車両台数の検証継続		
他品目回収車両への導入	一部車両での検証	本格導入		

今後の主な取組

【令和8年4月】

- ・ 資源回収全車両にタブレット端末を搭載するため、引き続き、データ収集を続け適正台数・ルート等の検証を行います。



【取組21】SNSを活用した手順のオンライン化

- ホームページやSNSなどを通じて、区民に必要な情報を提供し、手順のオンライン化を進めているところです。
- 特に、**区民一人ひとりにとっての最適な情報発信等を実施するため、最も利用されているSNSであるLINEを活用した情報発信等の充実を図っていきます。**



LINE 公式アカウント



友だち登録はこちら

達成すべき目標、目指す姿

- 複雑化する社会においては、区民一人ひとりにとって必要とする情報や予約等の手順は異なるため、区から発信される情報や手順が個人のニーズに適した形で情報発信等されることが必要です。
- **区民のニーズの高い情報や行政手続を、LINEを通じて個人が受け取れるよう充実を図ることが重要であり、現在9万6000人（令和8年3月末時点）の登録者数から、本計画期間中に10万人の登録者数を目指します。**

実現に向けた取組

これまでの取組

【令和5～6年度】

- 「ごみの日リマインダー通知」「ごみ分別自動応答」
- 「施設検索」「セグメント配信」機能等の追加
- 各種便利サイトとの連携

【令和7年4～9月】

- 「介護認定の進捗照会」機能や「リンク集」の追加
- 子育てハンドブックと連携

【令和7年10～令和8年3月】

- イベントや二十歳のつどい等と連携
- 「被害状況の提供」機能の追加
- ポイント事業実施



今後の主な取組

【令和8年4月以降】

- セグメント配信の強化
- 各種事業との連携
- リッチメニューを継続的にアップデート
- クーポン配信
- 区制80周年お楽しみ企画

KPI

	R7	R8	R9	R10
住民視点 LINE登録者数	4万人 (実績 9.6万人)	6万人	8万人	10万人
職員視点 コンテンツ数・ 手続数*	8件 (実績 90件) 12件 (実績 109手続)	9件 120手続	10件 150手続	11件 180手続

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
利用者ニーズの把握	アンケート 回答者数分析	アンケート 回答結果及び 属性分析		
情報発信 手続拡大	関係部局 検討・追加	配信数拡大 配信内容検討 コンテンツ数・ 手続数拡大	配信数拡大 配信内容検討 コンテンツ数・ 手続数拡大	配信数拡大 配信内容検討 コンテンツ数・ 手続数拡大

* LoGoフォームに遷移できる手続数
大田区DX推進計画【本編】

DX推進のための各種取組

目標4 デジタルの力を通じた「ひと」の力の活性化	P39
--------------------------------	-----

【取組22】 DX人材の育成 【重点施策】

- 本計画の各種取組を推進し、社会変化に対応したDXの取組を主体的に実施できる組織をつくり上げるためには、大田区役所の職員が「DX人材」として、その能力を発揮することが重要です。
- そのために、「DX人材」に求められる条件を更に明確化し、職員一人ひとりが「DX人材」になるために必要なスキルの特定や研修の提供を図ることで、大田区の職員を「DX人材」として育成し、活躍できるようにしていきます。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 「DX人材に期待される条件」を具体的に定義することで、職員一人ひとりが現状どの程度の「DX人材」なのかを把握し、DXの取組を進めるためにどういったマインド・スキル・アクションが必要なのかを理解することが必要です。
- ・ そのためには、DX人材度の「診断ツール」の開発により、現在の職員や部局のDX人材の現状を把握した上で、必要な研修を実施していくことで、大田区全職員のDX人材としての成長を促す仕組みを構築していきます。
- ・ 令和10年度までに全所属に所定の基準を満たした「DX人材」がいる組織を目指していきます。

【参考】実現に向けた令和6年度までの取組

令和4年度	令和5年度	令和6年度
<p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none">・情報化推進リーダー研修・ICT研修 <p>【相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・伴走型支援	<p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none">・情報化推進リーダー研修・管理職（課長級）向け研修・ICT研修 <p>【相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・「よろず相談DX！」による伴走型支援	<p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none">・情報化推進リーダー向け研修・ICT研修・DX人材養成ゼミ・DX推進の企画化を支援 <p>【相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・「よろず相談DX！」による伴走型支援 <p>【庁内共有】</p> <ul style="list-style-type: none">・成果報告会

3年間の成果

○庁内のDX機運醸成、基礎知識向上

- ・約800名が研修受講、約100業務支援

○情報政策課職員のレベルアップ

- ・職員向けDX研修の内製化

○好取組事例の創出

- ・成果報告会等にて報告・共有の実施

○「DX人材」定義の策定

- ・「DX人材に期待される条件」（41p）にて明文化

【取組22】 DX人材の育成 **【重点施策】**

実現に向けたこれからの取組

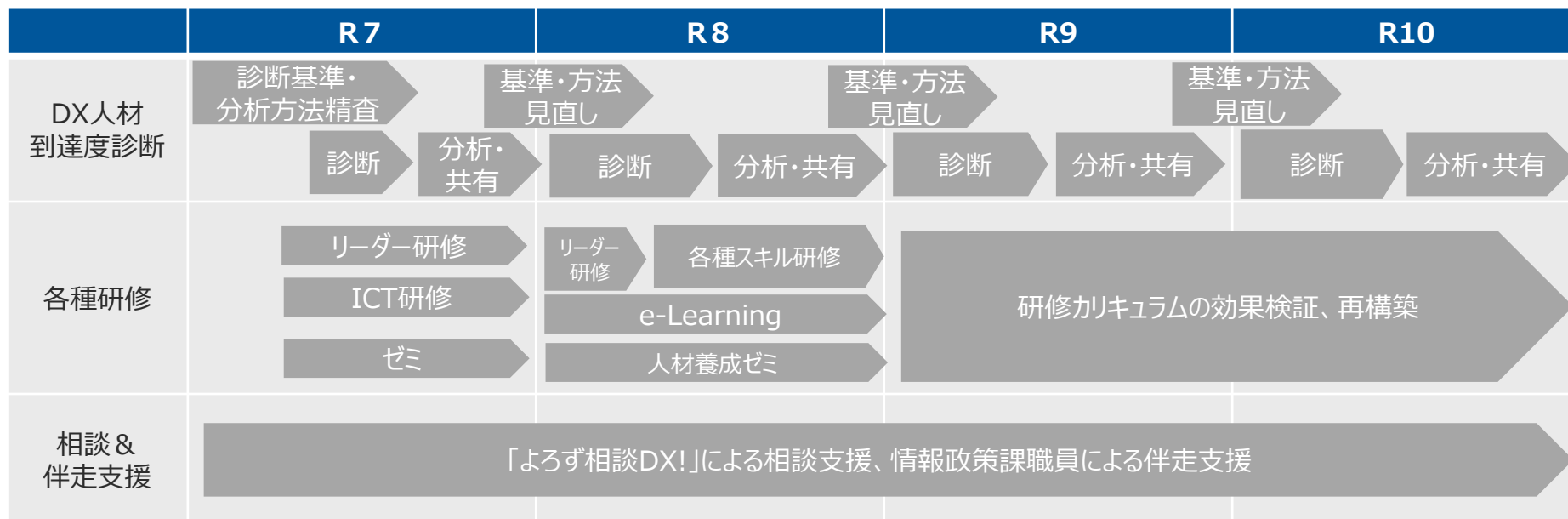
「DX人材到達度」の可視化

- DX人材育成を進める上でのゴール、及び進捗状況が必ずしも明確ではないという課題があります。
- そのため、職員一人ひとりの「DX人材到達度」を可視化し、DX人材としての強み・弱みや受けるべき研修を明確にすることで、データに基づいた効果的な人材育成を実施していくことが必要です。具体的には、（１）職員診断ツールの作成、（２）診断結果の分析、庁内共有、（３）ワークショップ等を含む各種研修・相談支援を行っていきます。

KPI（仮）

	R7	R8	R9	R10
職員視点 「DX人材」職員数＊ ＊「DX人材到達度チェック」における マインド、スキル、アクション全分野40点以上	-	50名	100名	200名

スケジュール



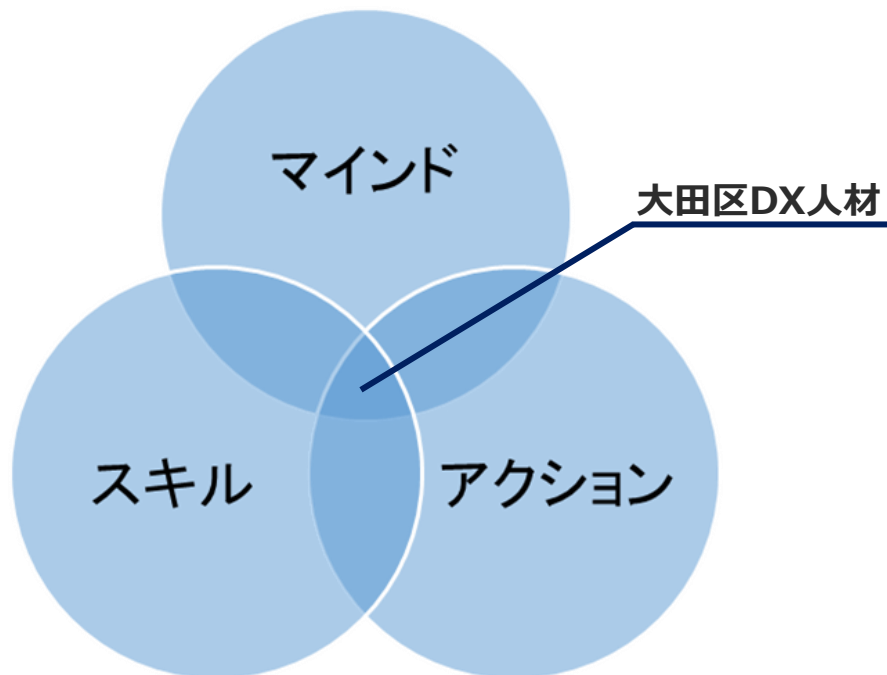
DX人材

デジタル技術やデータ等の効果的な活用により、サービスの向上や地域課題の解決に繋げることのできる人材



DX人材の条件

- ・ マインド、スキル、アクションの各分野において、「DX人材に期待される条件（詳細版）」を満たしていることが必要です。
- ・ 各部局・所属におけるDXの取組を牽引していくとともに、自身が培ったノウハウや経験等を積極的に発信し、庁内全体のDX推進に繋げる役割が期待されます。



マインド

ユーザー目線

- ・ 現状の業務プロセスに捉われず、柔軟な発想で、より良いサービスをデザインすることを常に意識している

長期的な展望

- ・ 10年先、20年先を見据えてシステムや施策を構築していくことを意識している

スキル

デジタルツールに関する基本的な知識

- ・ 各種デジタルツールの機能や実現可能な範囲について理解している

アクション

関係者との交渉・折衝

- ・ 庁内外の関係者と積極的にコミュニケーションを図り、周囲を巻き込んでプロジェクトを押し進めていくことができる

プロジェクトの適正な管理

- ・ プロジェクト管理（タスク管理、スケジュール管理、品質管理等）の手法を理解し、遅延なくプロジェクトを完遂できる

【取組22】 DX人材の育成 **【重点施策】** ～DX人材に期待される条件（詳細版）～

- 大田区の職員は、DX人材として以下のマインド、スキル、アクションの各分野を満たしていくことを期待されます。

N O	区分	項目	概要
1	マインド	DXの意義に対する理解	デジタルツールの導入に留まらず、業務や組織の変革によりサービスを向上させ、付加価値を創出することの重要性を理解・認識している
2	マインド	情報収集意欲	環境変化が著しい中、最新技術、他自治体・企業の先進事例、IT業界の動向等に幅広く関心をもって情報収集にあたることができる
3	マインド	ユーザー目線	現状の業務プロセスに捉われず、柔軟な発想で、ユーザーにとってより良いサービスをデザインすることを常に意識している
4	マインド	全体最適の視点	所管業務のみならず、組織全体として、最適なサービスはどうあるべきかを常に意識している
5	マインド	長期的な展望	喫緊の課題に対応することのみならず、10年先、20年先を見据えてシステムや施策を構築していくことを意識している
6	スキル	システム開発に関する基本的な知識	要件定義、設計、製造までの一連の工程や、システムベンダの役割を理解している
7	スキル	デジタルツールに関する基本的な知識	電子申請、ノーコードツール [※] 、生成系AI [※] 、チャットツール等、各種デジタルツールの機能や実現可能な範囲について理解している
8	スキル	データの利活用	ビッグデータ [※] の活用やEBPM [※] の重要性について理解・認識している
9	スキル	業務フロー図の作成	業務フロー図、処理フロー図が正しく作成できる
10	スキル	セキュリティリスクの管理	セキュリティ上のリスクを正しく評価し、それらに対する適切な管理方法を理解している。
11	アクション	課題解決に向けた企画立案	業務課題の本質を捉え、ToBeを構想し、課題解決に向けたシナリオを作成できる
12	アクション	関係者との交渉・折衝	職員や事業者等、庁内外の関係者と積極的にコミュニケーションを図り、周囲を巻き込んでプロジェクトを推し進めていくことができる
13	アクション	プロジェクトの適正な管理	プロジェクト管理（タスク管理、スケジュール管理、品質管理等）の手法を理解し、遅延なくプロジェクトを完遂できる。
14	アクション	具体的な成果	デジタルを活用した業務効率化やサービス向上など、具体的な成果に繋げることができる
15	アクション	人材育成	自身の知識・経験等を深めながら、人材の育成・指導を行い、スキルやノウハウの継承ができる。

【取組23】 eラーニングを活用した学習環境整備

- 「大田区人材育成・確保基本方針」（令和7年1月改定）に基づき、eラーニング※を含めた多様な育成手法を活用し、限られた時間の中でより効率的・効果的な、区職員の能力開発を推進します。
- eラーニングシステムを活用した学習環境の整備により、職員のキャリアデザインに応じた自己研鑽及びリスキリング（新しい仕事の進め方や知識・技術を習得すること）を幅広く支援し、自己実現の達成を促進します。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ カリキュラムの性質に応じてeラーニングを導入し、職員の受講機会を拡充することで、職務に必要なスキルの向上及びリスキリングを支援します。
- ・ eラーニングによる多様な学習機会の提供を通じて、職場のOJT強化及び職員の自己啓発を支援します。

実現に向けた取組

これまでの取組

職員研修

- ・ 集合研修の実施
- ・ eラーニング研修の実施
- ・ オンライン研修の実施
- ・ eラーニングシステムを活用した学習環境の整備



今後の主な取組

職員研修

- ・ カリキュラムの性質に応じた動画化
- ・ 職務や業務に必要な基礎スキル研修の拡充

職場内研修

- ・ 職場のOJT強化、業務支援

自己啓発支援

- ・ 時間や場所を選ばず学べる環境の整備

KPI

	R7	R8	R9	R10
職員視点				
eラーニングにより研修を受講した職員の数*	3,000人 (実績 3,000人)	5,000人	7,000人	10,000人

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
eラーニングシステムの活用	システムの導入 研修の企画・運営	令和7年度の振り返りを踏まえた 研修の企画・運営		
研修の性質に応じた動画化	関係部局 検討・追加	関係部局 検討・追加	関係部局 検討・追加	関係部局 検討・追加

* 延べ人数とする。なお、人数については初年度の伸び率を考慮し算出したため、適宜見直しを行うものとする。

【取組24】 デジタルツールを活用した業務効率化

- 限られた人的資源を区民サービスの向上や地域課題の解決に振り向けるために、デジタルの活用による徹底した効率化を進めます。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 業務課題を明確にした上で、最適なソリューションを活用していきます。
- ・ 時代とともに進化するデジタルツールを費用対効果を踏まえて、導入・廃止・改善を柔軟に検討します。

実現に向けた取組

DX担当部局と業務所管部局が一体となったBPRの推進

- ・ DX担当部局（情報政策課）による相談支援により、業務所管部局におけるBPR※（業務プロセスの見直し）を推進します。
- ・ 業務課題に適した各種デジタルツールの活用推進及び環境整備を図ります。
 - オンライン申請サービス（ぴったりサービス※、LoGoフォーム※ 等）
 - 情報発信ツール（LINE、SMS等）
 - ノーコードツール※
 - 自動処理化ツール（RPA※、AI-OCR※ 等）
 - その他職員向け業務用ツール（WEB会議、ビジネスチャット、生成AI※ 等）

職員のマインド、スキルの向上

- ・ 【取組22】に記載のとおり、デジタルツールを効果的に活用できる人材を育成します。
- ・ 好事例を庁内に共有し、機運醸成や取組の横展開を図ります。

KPI *取組25含む

	R7	R8	R9	R10
職員視点				
DX推進により、業務効率化されたと考えている職員の割合	55% (実績 51%)	60%	65%	70%

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
相談＆伴走支援 (再掲)	「よろず相談DX!」による相談支援、 情報政策課職員による伴走支援			

【取組25】 AI等先端技術の活用推進

- 近年の生成AI※をはじめとした急速な技術進化を踏まえ、その可能性を最大限に活用することによって、業務プロセスの最適化を図ります。

達成すべき目標、目指す姿

- ・ 最新の技術動向を踏まえ、利便性、正確性、自治体業務との親和性等あらゆる観点から、区にとっての最適な活用方法を見出していきます。
- ・ 個人情報・機密情報漏洩防止を大前提とした仕組みの構築や、技術活用を下支えする職員のリテラシー向上と合わせて取り組みます。

実現に向けた取組

内部事務における生成AIの活用の推進

- ・ 汎用サービス及び区独自のAIを効果的に活用していきます。具体的には、条例・規則、各種指針・計画、マニュアル、議事録等を学習させ、情報検索や文書作成等の業務効率化・品質向上に繋げていきます。

区民サービスにおける生成AIの活用の検討

- ・ 内部事務における生成AI活用の取組成果を踏まえながら、オンライン上で区民向けの問合せや相談に回答するなど、窓口サービスの品質向上に資する生成AIの活用を検討していきます。

専門的知見を踏まえた先端技術の活用推進、職員のレベルアップ

- ・ GovTech東京※をはじめとした関係団体との連携を強化し、専門的な知見を取り入れながら、幅広い視野をもって変革を進めます。

スケジュール

	R7	R8	R9	R10
生成AI活用	内部事務における生成AIの効果的活用		窓口DXにおける活用検討	生成AIを活用した窓口DXの推進

※本取組におけるKPIは取組24で示すKPIに包含する

DX推進の体制・経営マネジメント

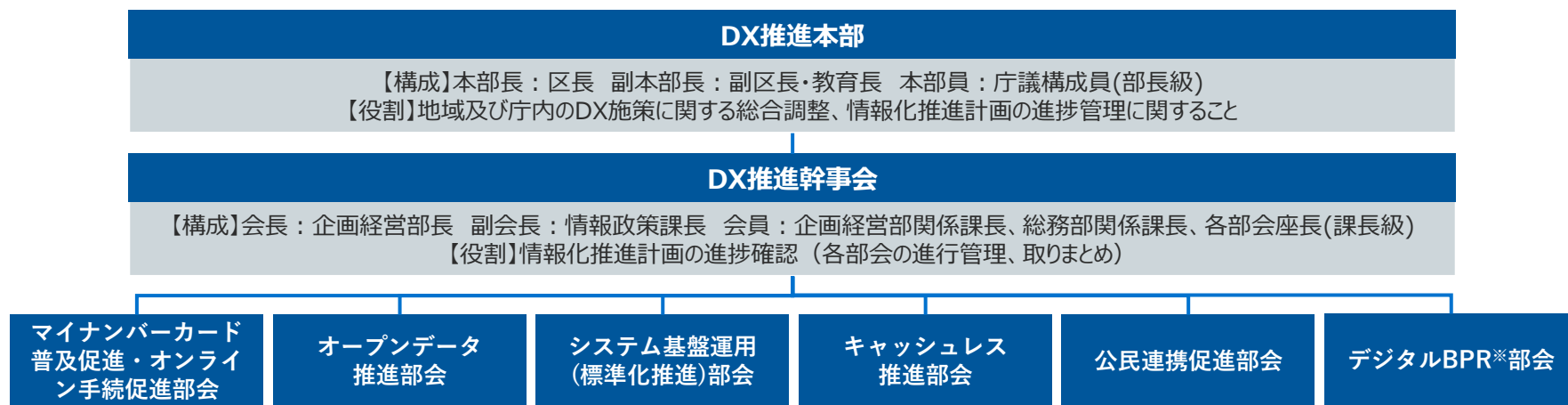
DX推進の組織体制	P47
経営マネジメントサイクルの進め方.....	P48

【DX推進の体制・マネジメント】DX推進の組織体制

- 区では、「大田区DX推進本部」をトップとする全庁的な体制を構築し、情報化施策を推進します。また、**情報化施策に一体的かつ専門的に取り組む組織「情報政策課」**により、各部局のDX推進に向けてきめ細かい支援を行います。

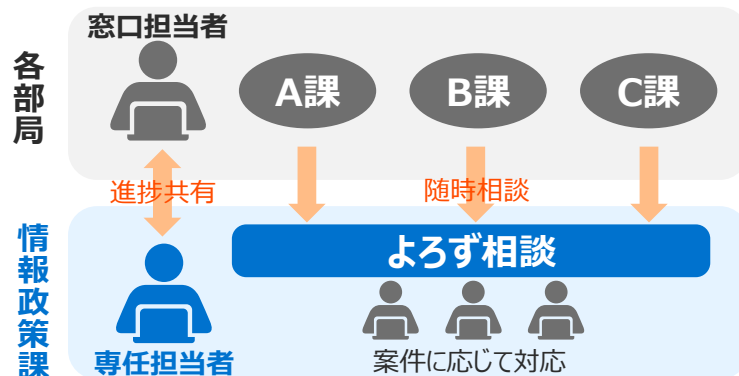
全庁的な組織体制の構築

- ・ 区では現在、情報化施策を推進するための体制として、「大田区DX推進本部」の下、「DX推進幹事会」及び各種検討部会を設置しています。また、区のDX推進に向けて、専門的見地から各種提言を行うアドバイザーとして、情報政策官を設置しています。
- ・ こうした全庁的な体制の下、本計画の進行管理を行い、区政のDXを一層推進します。



各部局へのきめ細かい支援体制の構築

- ・ 令和4年度には、情報化施策に一体的かつ専門的に取り組む情報政策課を新設し、全庁的なDXを推進しています。
- ・ 具体的には、各部局からのDXに関する「よろず相談」に対応してきました。令和6年度には、情報政策課内に新たに各部局の専任担当者を設け、各部局のDX推進の進捗状況を共有できる体制を構築しました。こうした体制の下、より一層きめ細かい支援を行い、各部局のDXを推進します。



経営マネジメントサイクルの構築

- 「大田区基本構想※」の実現に向けて適切にDX関連施策を推進するため、年度ごとに進捗状況を管理し、デジタル技術の進展、国等の動向や社会状況を踏まえながら、各取組の効果などを検証することが必要です。
- なお、近年加速している情報化に関する動向の変化に着実に対応するため、本計画の取組は毎年度見直しを行います。

達成すべき目標、目指す姿

- DX関連施策は、年度を超えた一定の期間での継続的な推進を進めることが必要なことから、その実現すべき施策や事業を計画として区民及び職員に示すことで、その説明責任を果たします。
- また、施策や事業目標を設定し検証するサイクルを設けることで、その施策・事業の質を必要性・有効性・効率性の観点から高めていきます。

実現に向けた取組

「サービスデザイン思考※」によるKPI指標の設定

- DX関連事業のみならず、施策・事業の設計に当たっては、区民や事業者、庁内の担当者などを、自身のサービスの利用者として定義して、その利用者目線でサービスを設計するという「サービスデザイン思考」を進めていきます。
- 具体的には、施策・事業の「達成すべき目標、目指す姿」を具体的に示していくことや、KPI等の業績指標の設定においては、職員目線のみならず住民目線での設定を可能な限り進めていきます。

計画期間中であっても柔軟な見直しをすること

- 特にDXにおいては、変化が激しい現代において、国や東京都、社会や技術動向・サービスの変更に対して、柔軟に事業の実施や変更を行うことは、極めて重要です。
- そのため、OODA（ウーダ）ループ※の考え方を取り入れながら、【大田区DX推進本部】で本計画の進捗状況の定期的な確認を行い、重点施策・施策・事業の追加や見直しを必要に応じて柔軟に行います。

大田区基本計画等を踏まえ、評価制度を適宜見直すこと

- 職員に対して、過大な評価作業（いわゆる「評価疲れ」）や重複感のあるムダな作業をさせないためにも、本計画の評価や見直しのあり方は、基本計画等の行政評価の実施状況を可能な限り踏まえて、適宜見直すこととします。

【参考】経営マネジメントサイクルの構築 ～サービスデザイン思考とは～

サービスデザイン思考によるDXとは

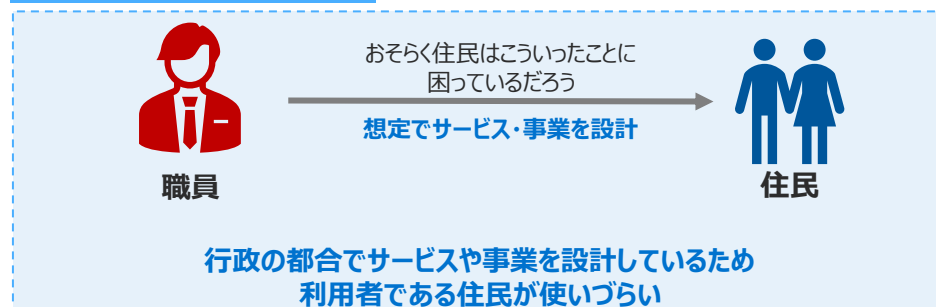
- 「サービスデザイン思考」は、区の提供する事業や庁内の業務などのサービスの提供のあり方全般に対して、「利用者」中心に体験をデザインすることで、サービスの現状の課題を解決しようとするものです。
- ここでの「利用者」は、区民が中心であることは言うまでもありませんが、相手方となる役所内のカウンターパートであっても同様です。
- サービスの受け手側の立場を考慮した調査・分析から得られる利用者の「本質的なニーズ」に基づき、施策・事業を設計していくことで、DXを推進していくことが必要です。

サービス設計12箇条

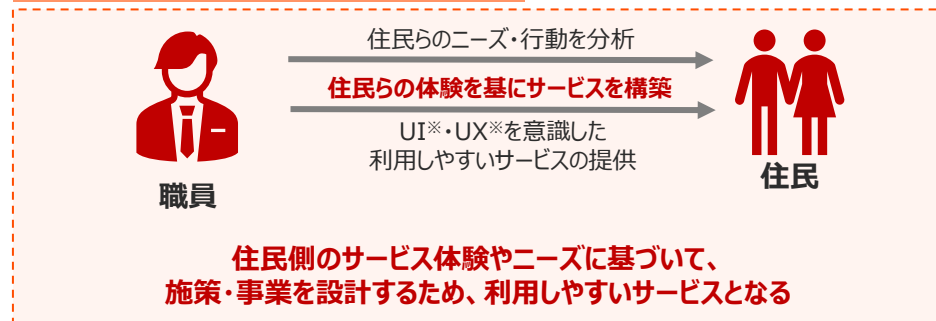
- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンド※で考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 システムではなくサービスを作る

出所：「デジタル・ガバメント実行計画」
(平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定)

従前の行政サービス



サービスデザイン思考の考え方



【参考】経営マネジメントサイクルの構築 ～OODAループの考え方～

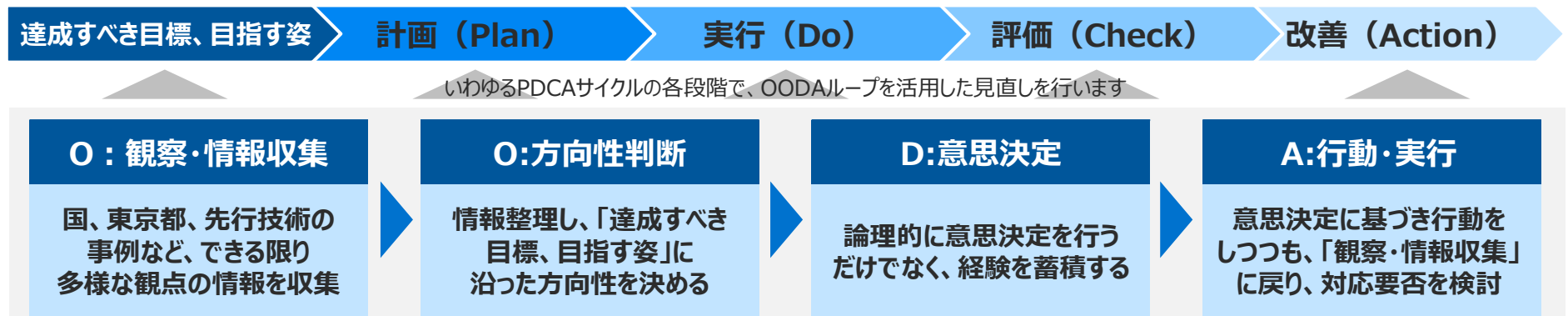
VUCA（ブーカ）の時代に対応するために

- 特にDX分野においては、技術動向やサービスの変化が激しく、未来の予測が困難な「VUCA」の時代であると形容されます。（「VUCA」とは、変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）及び曖昧性（Ambiguity）の頭文字を並べた造語です。）
- 区の施策や事業を検討し、実施するための現状分析として、例えば、以下のVUCAの観点から現状を把握していきます。

変動性 (Volatility)	施策・事業モデルの陳腐化 <ul style="list-style-type: none">✓ 活用する媒体やSNSのサービスは適切か✓ 利用する外部サービスの変更はないか	複雑性 (Complexity)	複合的なリスクの対応 <ul style="list-style-type: none">✓ 物価の変化などの対応はできているか✓ 為替や経済問題による調達コストの変化
不確実性 (Uncertainty)	将来予測の困難さ <ul style="list-style-type: none">✓ 人口減少・人口流動の影響はないか✓ 異常気象や感染症の対応の見直し	曖昧性 (Ambiguity)	価値観の変化・多様化 <ul style="list-style-type: none">✓ 利用者の求めるサービス提供のあり方は変化していないか

OODA（ウーダ）ループの考え方

- OODAループは、観察、情報収集（Observe）、方向性判断（Orient）、意思決定（Decide）、行動、実行（Act）の頭文字をつないだ言葉で、意思決定の手法のことです。
- VUCAの現状把握を行った上で、スピーディな意思決定を行うために重要な考え方として、職員が理解して対応することで、区のDX施策・事業の実施に当たって、区民やサービスの受け手に対するニーズの変化に素早く対応していきます。



おわりに

本計画の位置づけと背景/国のDX推進/東京都のDX推進/行政手続オンライン化の具体例/用語解説	P52
---	-------	-----

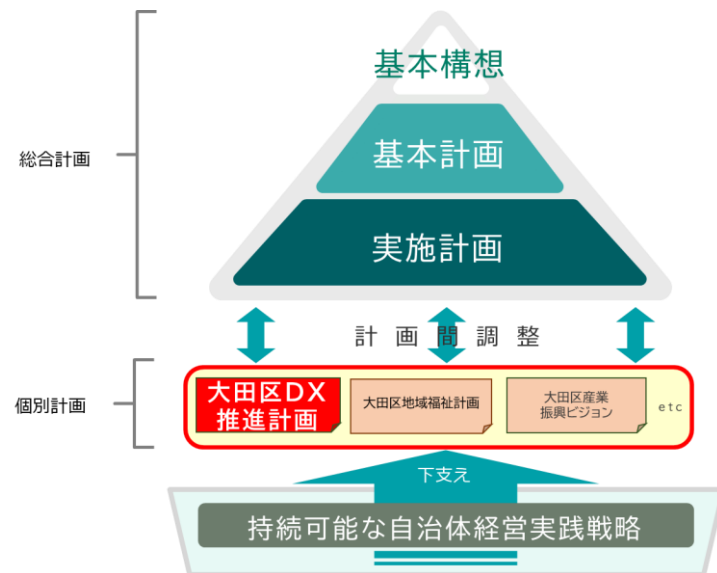
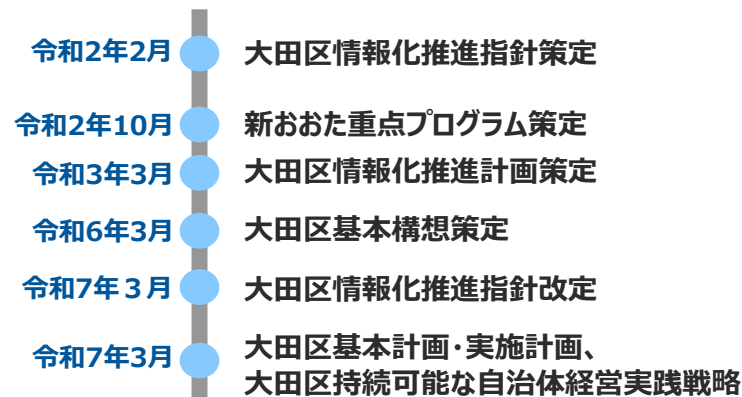
【参考】本計画の位置づけと背景

これまでの背景

- 区では令和2年2月に大田区情報化推進指針※を策定し、令和3年3月に策定した大田区情報化推進計画において、新おおた重点プログラム※と整合性を図りながら、様々な分野でデジタル技術を活用した具体的な取組を定め、庁内のDXを推進してきました。
 - 当該計画に基づくオンライン申請やキャッシュレス決済の導入、オープンデータ※などの各種取組については、指標及び目標値を達成し目下の課題解決に寄与する一方、オンライン申請加速化のための公印の電子化、「窓口DX」に資する情報連携や業務の集約など、新たな課題も顕在化しています。これらの課題解決にあたっては、引き続き各部局と連携しながら重点的に取り組んでいく必要があります。
 - 区における顕在化する課題の他、コロナ禍を経た社会状況や、生成AI※など新たなデジタル技術の進歩により情報化を取り巻く環境は日々変化を続けています。
- こうした状況を踏まえ、本計画策定と合わせて令和7年3月に大田区情報化推進指針を改定し、あらたな目標と視点を定めました。加えて、令和7年3月には、大田区基本計画・実施計画、大田区持続可能な自治体経営実践戦略を策定しました。

本計画の位置づけ

- 本計画は、「大田区基本構想※」及び「大田区基本計画※」、「大田区実施計画※」から成る「総合計画」に基づく個別計画の一つとして位置づけられるものです。
- 総合計画と個別計画、それを下支える「大田区持続可能な自治体経営実践戦略※」とともに、自治体経営の最適化を図っていきます。
- また、本計画は、「官民データ活用推進基本法※（平成28年法律第103号）」第9条第3項において策定に努めるべきとされている「市町村官民データ活用推進計画」と、令和6年4月に国が策定した「自治体DX推進計画【第3.0版】」において示されている地方公共団体が取り組むべき事項・内容を包含するものとします。
- なお、教育分野における情報化の取組については、令和5年3月に策定した「第2期大田区教育ICT化推進計画※」で定めているため、本計画では扱わないこととしています。



【参考】国におけるDX推進

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

- 国では、令和2年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」により、デジタル社会の将来像や必要な法整備、デジタル庁設置の考え方などの方針を示しました。
- 本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることとしています。
- 本方針に基づき、行政におけるデジタル分野での課題の解決を主な目的として、令和3年9月「デジタル社会形成基本法」や「デジタル庁設置法」をはじめとする「デジタル改革関連法※」が施行されました。また、これに伴い、デジタル社会の形成に関する司令塔として、デジタル庁が発足しました。

デジタル社会の実現に向けた重点計画

- 国では、デジタル改革関連法として新たに成立した「デジタル社会形成基本法」に基づき、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定しています。
- 計画の中では、デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めています。また、掲載する重点施策は、進捗や成果を定期的を確認しながらPDCAサイクルを徹底し、毎年度必要な施策の追加・見直し・整理が行われています。

<『デジタル社会の実現に向けた重点計画2025』における重点的な取組>

AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）

競争・成長のための協調

安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備）

自治体DX推進計画

- 国は、地方公共団体における情報化施策を効果的に実施していくために、地方公共団体がデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に向けて取り組むべき事項・内容を具体化し、国による支援策などを取りまとめた「自治体DX推進計画」を令和2年12月に策定しました。
- その後「デジタル社会の実現に向けた重点計画」など新たな方針・計画を反映しながら改定が行われ、最新版となる第5.1版では、重点的に取り組むべき事項として8項目が設定されています。

<『自治体DX推進計画 第5.1版』における重点的に取り組むべき事項>

自治体フロントヤード改革※の推進

地方公共団体情報システムの標準化

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進

公金収納におけるeL-QRの活用

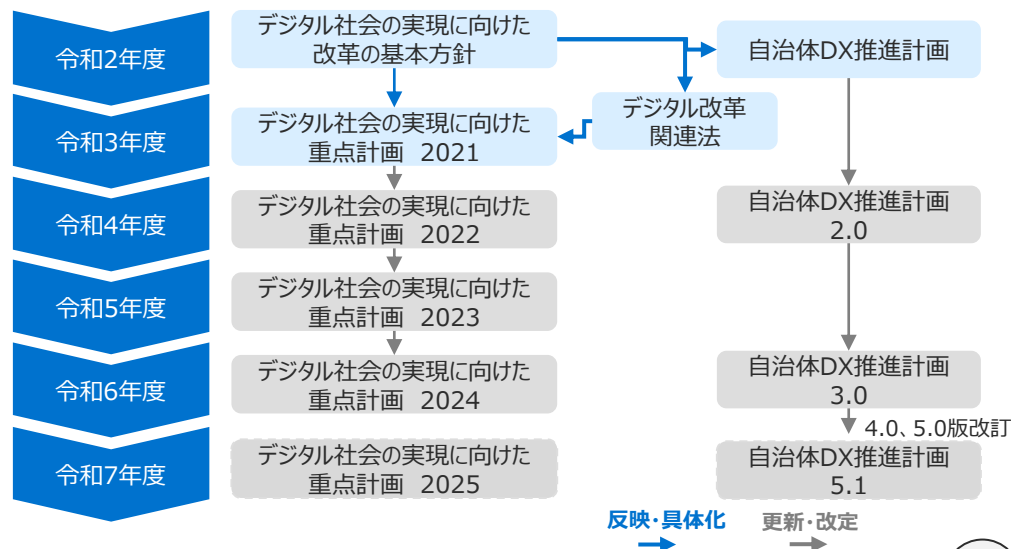
マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

セキュリティ対策の徹底

自治体のAIの利用推進

テレワーク※の推進

<国におけるDX推進に向けた主な取組の経過>



【参考】東京都におけるDX推進

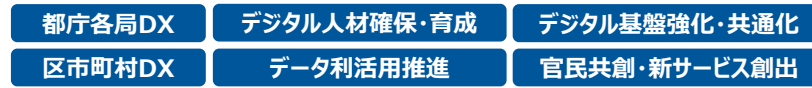
スマート東京実施戦略／シントセイX

- 東京都では、「未来の東京」戦略ビジョンで示された「スマート東京」が目指すべき姿を明らかにするとともに、この実現に向けた取組を具体化・加速化させるため、令和2年2月7日「スマート東京実施戦略」を策定し、毎年度更新しながらDX推進に向けた取組を進めています。
- また、都政のQOSを飛躍的に向上させるため、組織や分野を越えたDXにより、課題解決のスピードアップや業務の効率化を図る「政策DX」を新たな柱とした構造改革に取り組んでいます。最新版となる「シントセイX」の中では、「シントセイ」の精神やこれまでのコア・プロジェクトを中心に継承・発展させつつ、組織や分野を越えた「政策DX」を強力に推進します。

GovTech東京

- 区市町村を含めた東京全体のDXを推進するため、「一般財団法人GovTech東京※」を設立し、令和5年9月より事業を開始しました。「情報技術で行政の今を変える、首都の未来を変える」をビジョンに6つのサービス提供に取り組んでいます。
- 区市町村のDXを支援する取組としては、GovTech東京の専門人材等によるスポット相談・伴走サポート、デジタル人材の確保・育成等のサービスが提供されています。

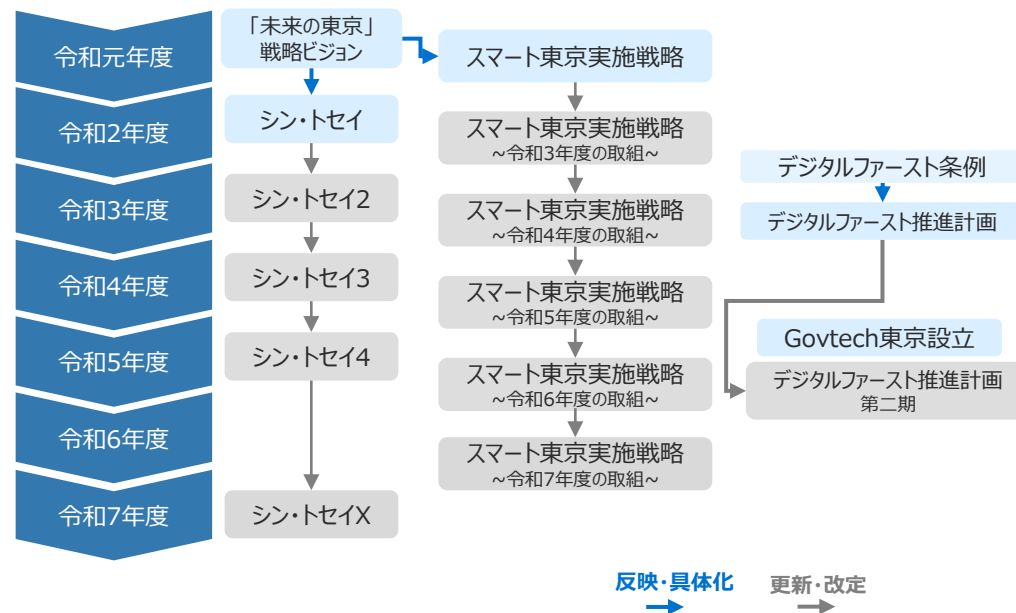
<GovTech東京の6つのサービス>



デジタルファースト推進計画

- 東京都は、令和3年4月に「東京デジタルファースト条例」を施行しました。本条例では、行政運営の簡素化及び効率化や都民の行政手続などの更なる利便性向上のため、デジタルファーストを主旨とする都の基本的な考え方を定めています。
- 本条例に基づき、行政手続のデジタル化を一層加速させるために、令和3年7月に「東京デジタルファースト推進計画」を策定しました。「利用者中心のデジタル化の推進」「デジタルファースト」を旨とする「行政手続」「デジタルバйд※の是正」「区市町村との連携・協力」等を基本方針とし、ポストコロナ社会を見据え、必要な施策を総合的かつ計画的に進め、利用者視点に立ったデジタル化を進めています。
- 令和6年3月に定めた第二期計画では、「都の行政手続100%デジタル化」や「政策連携団体等の重要手続デジタル化」などにより一層取組を強化しています。

<都におけるDX推進に向けた主な取組の経過>



【別添】用語解説

索引	用語	用語解説
あ行	アセットマネジメント	組織や公共施設などの既存の設備などを適切にマネジメントすることで、その価値の最大化を図るための取組。
	エンドツーエンド	端から端までの意味で、サービスやシステムの提供などに関して、最初から最後までを俯瞰して考えること。
	大田区基本構想	2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針（令和6年3月策定）。
	大田区基本計画	大田区基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの（令和7年3月策定）。
	大田区持続可能な自治体経営実践戦略	区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能な自治体経営を実践するために策定した戦略。区がめざすべき将来像の実現のために策定した基本計画・実施計画を下支えし、着実に推進することを目的としている（令和7年3月策定）。
	大田区実施計画	大田区基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの（令和7年3月策定）。
	大田区情報化推進指針	区政の基盤となる一層の情報化政策に取り組む方向性を示すため、基本的な考え方をまとめた指針であり、本計画の上位に位置する（令和2年2月策定、令和7年3月改定）。
	オープンデータ	政府や公共機関、企業が公開するデータで、誰でも自由にアクセス・利用・再配布できるデータ。
か行	加速度センサ	建造物等の物体が振動により動いている時の時間的な変化を測定するためのセンサであり、データ処理により振動現象を把握することができ、地震観測や構造物モニタリングに利用されている。
	官民データ活用推進基本法	政府と民間企業が保有するデータを有効に活用し、社会的・経済的価値を創出するための基本的な枠組みを定める法律。
	構造シミュレーション解析	地震や風等の荷重が建造物等に作用した際に、どのような変形や応力が生じているのかをコンピュータ上で再現することによりその挙動などを数値化することに用いられている。
	コンテンツ	電子的な手段で提供される情報内容。

【別添】用語解説

索引	用語	用語解説
さ行	サイバー攻撃	インターネットやネットワークを介して、企業・官公庁・個人などが保有するシステムやコンピュータを機能不全に陥れることや情報通信を不正に傍受するなどの悪意のある攻撃。
	サテライト（サテライトオフィス）	通常勤務している場所以外でパソコンなどを利用した働き方を実現するために用意されたオフィスやスペース。
	サービスデザイン思考	業務などのサービスの提供のあり方全般に対して、「利用者」中心に体験をデザインすることで、サービスの現状の課題を解決し、満足度向上を目指す考え方。
	システムベンダ	顧客の要望に応じて、様々なシステムを販売する業者
	住家被害認定調査	自然災害により被災した住家の「被害の程度」を認定するための調査
	新おおた重点プログラム	新型コロナウイルス感染症拡大という困難な局面を克服するための対策や、大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、従前からの重大なテーマである、少子高齢化への対応、公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備も見据えた施策展開に向け、重点的な課題への対策を着実に推進するために策定した区の計画。令和6年度までを計画期間とする。
	深層学習（ディープラーニング）	人工知能（AI）に大量のデータを学習させることで、自動的に登録されたデータからパターンや特徴を見つけ出す技術。
	生成AI	大量のデータを学習し、文章や画像などを自動生成する人工知能技術。新しいコンテンツを人間のように作り出す。
	セグメント配信	いくつかの観点からユーザを絞り込み、最も情報を送るのに適したグループに対して情報を配信すること。

【別添】用語解説

索引	用語	用語解説
た行	第2期大田区教育 ICT 化推進計画	「おおた教育ビジョン」で重点的に育成する「情報活用能力」に関するアクションプランとして、国が示す GIGA スクール構想の加速化等を踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に対応した新たな学びの構築や ICT 基盤の整備等に向けた具体的取組を体系化した計画（令和2年10月策定、令和5年3月第2期計画策定）。
	デジタル改革関連法	行政におけるデータの利活用を進め、デジタル分野での課題解決を目的とし、令和3年9月に施行された「デジタル社会形成基本法」、「デジタル庁設置法」、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の総称。
	デジタル・ガバメント	デジタル技術を活用して行政サービスを見直し、行政の在り方そのものをデジタル社会に対応したものに革新する取組
	デジタルツイン	現実空間を仮想空間上に再現し、仮想空間上にて情報を加工したり、シミュレーションによる予測や最適化などの解析を行い、その結果を踏まえて現実空間での行動に反映させる概念であり、経済発展や社会課題の解決を両立する人間中心の社会の実現のために期待されている。
	デジタルデバイド	情報通信技術を利用できる活用能力や活用機会の有無によって生じる格差のこと。
	テレワーク	情報通信技術を活用することで、時間や場所に制約されずに働くことができる柔軟な働き方。
	電子署名	インターネット上での手続に際して、デジタル形式で文書やメッセージの署名を行う技術のこと。これにより、署名者の身元確認や、文書が改ざんされていないことの証明が可能となる。
	東京共同電子申請届出サービス	東京都及び都内の区市町村が共同で運営され、行政手続を自宅や職場などからインターネットを通じて行うことができるサービス
	東京データプラットフォーム（TDPF）	東京都と一般財団法人GovTech東京が提供する、官民の様々なデータの利活用を促進し、新たなサービスの創出を後押しするデータ連携基盤。行政、民間事業者等が保有するデータが集約されており、データ利活用に関するアドバイスやニーズにマッチするデータの紹介なども行われる。
	ドローン	遠隔操作または自動操縦によって飛行できる無人航空機の総称。カメラやセンサ等を搭載することで高精度な撮影やデータ収集が可能。

【別添】用語解説

索引	用語	用語解説
な行	ノーコードツール	プログラミングの知識がなくてもWebサイト制作やアプリケーション開発ができるツール。
は行	ビッグデータ	従来のデータ処理技術では扱いきれないほど大量かつ多様なデータの集合。ビッグデータは、適切に活用されることで、価値ある洞察を得ることができ、社会課題の解決につながることを期待されている。
	ぴったりサービス	国が運営する「マイナポータル」から、電子申請ができるサービス。地方公共団体が提供する制度・手続の検索、オンライン申請、申請書のオンライン入力・印刷が行うことができる。
	プッシュ型	利用者（市民）が能動的な操作や行動を行わずに、行政が能動的に情報やサービスを利用者（市民）に提供するアプローチ方法。
	プラットフォーム	特定のシステムやサービスなどを提供・運営するために必要な共通の基盤となる環境。
	フロントヤード改革	住民と行政との接点（フロントヤード）の多様化・充実化等を図るため改革を行うこと。
ま行	マイナポータル	行政機関が保有する自分の情報やそのやり取りの記録などをパソコンや携帯端末を利用して閲覧することができる政府運営のオンラインサービス。マイナンバーカードでログインし、個人ページを開設することで利用可能。
	無線LAN	ケーブルを使用せずに無線通信を利用してインターネットなどへ通信するネットワーク技術。
わ行	ワンスオンリー	行政手続において一度提出した情報を再度提出する必要がないようにする取組。個人や企業が同じ情報を何度も提出する手間を省き、行政手続の効率化と利便性の向上を図ることを目的とする。
	ワンストップサービス	一つの場所で必要な手続を全て完了できるサービス。

【別添】用語解説

索引	用語	用語解説
A～	AI-OCR	手書きの書類や帳票の文字を認識してデータ化する OCR（Optical Character Recognition：光学文字認識）に AI を活用すること。高精度で文字を認識し、テキストデータに変換することができ、手作業で行っている入力作業などを効率化することができ、生産性を高めるためのツール。
	BPR（業務改革）	Business Process Re-engineeringの略称。地方公共団体や企業の運営・経営を効率化・高度化させるために、サービスの提供方法や内部業務や組織などの現状のあり方を根本的に見直して、業務プロセスや組織体系、情報システムなどを再構築する手法。
	EBPM	合理的な根拠に基づいて政策を立案すること。Evidence-Based Policy Makingの略。
	e ラーニング	インターネットを利用して学習者が主体的に学ぶ学習形態。
	eLTAX	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム。電子申告、電子申請・届出、共通納税などの地方税に関するさまざまな手続をオンラインで行うことができる。
	GIS	Geographic Information Systemの略称。地理空間情報に関するさまざまなデータを加工・管理し、コンピューターの地図上（デジタルマップ）に可視化し、分析などを行うシステム。
	GovTech東京	区市町村を含めた東京全体のDXを推進するため、東京都が2023年7月に設立した組織。都庁各局のDXの推進や区市町村のDX支援の取組を行う。
	ICタグ	情報を記録する IC チップ(集積回路)と、無線通信用アンテナを組み合わせたもの。ICタグにより、物や人を電子的に識別できるようにして情報を効率的に管理することができる。
	KPI	Key Performance Indicatorの略称で、「重要業績評価指標」と訳される。組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標。
	LoGoフォーム	行政手続や申し込み受付などを簡単かつ効率的にデジタル化できるLGWAN（行政専用のネットワーク）対応の電子申請システム。プログラミングの知識がない職員でもノーコードで簡単に電子申請フォームを作成・集計できる。
	OODA（ウーダ）ループ	観察・情報収集（Observe）、方向性判断（Orient）、意思決定（Decide）、行動、実行（Act）の頭文字をつないだ言葉で、スピーディな意思決定を行うための手法。

【別添】用語解説

索引	用語	用語解説
A～	PMH (Public Medical Hub)	デジタル庁が開発した自治体向けの情報連携ネットワークで、医療費助成、予防接種、母子保健などの分野における業務を効率化するためのシステム。
	RPA	Robotics Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略称。人がパソコンを操作して手作業で行っている事務処理を自動化するソフトウェア。
	UI	User Interface (ユーザー・インターフェイス) の略称。ユーザーがWebサービスやアプリなどで目にするすべてのものを指す。例として操作する画面やマウス、キーボードなどが含まれる。
	UX	User Experience (ユーザー・エクスペリエンス) の略称。ユーザーが製品やサービスを通じて得る体験のすべてを指す。ユーザーが商品を選んで購入し、使用した後、また購入したいと思うまでの工程すべてがユーザー体験に含まれる。

大田区DX推進計画【本編】

令和7年3月

【改訂】令和8年3月

発行 大田区企画経営部情報政策課

〒143-0015 大田区大森西一丁目12番1号

電話：03-5764-0613（直通）

FAX：03-5764-1216

<http://www.city.ota.tokyo.jp/>

土地の取得について（羽田三丁目）

1 用地取得の概要

所 在	大田区羽田三丁目8番32（住居表示：同番）	
地 積	36.39 m ² （公簿）	36.50 m ² （実測）
契約締結日	令和8年3月5日	
取得予算	大田区一般会計	
取得金額	4,850,000円（1平方メートル当たり約132,900円）	
取得目的	公園整備事業用地	

2 案内図



土地の取得について（田園調布一丁目）

1 用地取得の概要

所 在 大田区田園調布一丁目 64 番 1、同番 13

(住居表示：同番)

地 積 317.68 m² (公簿) 321.50 m² (実測)

(私道部分の持分を含む)

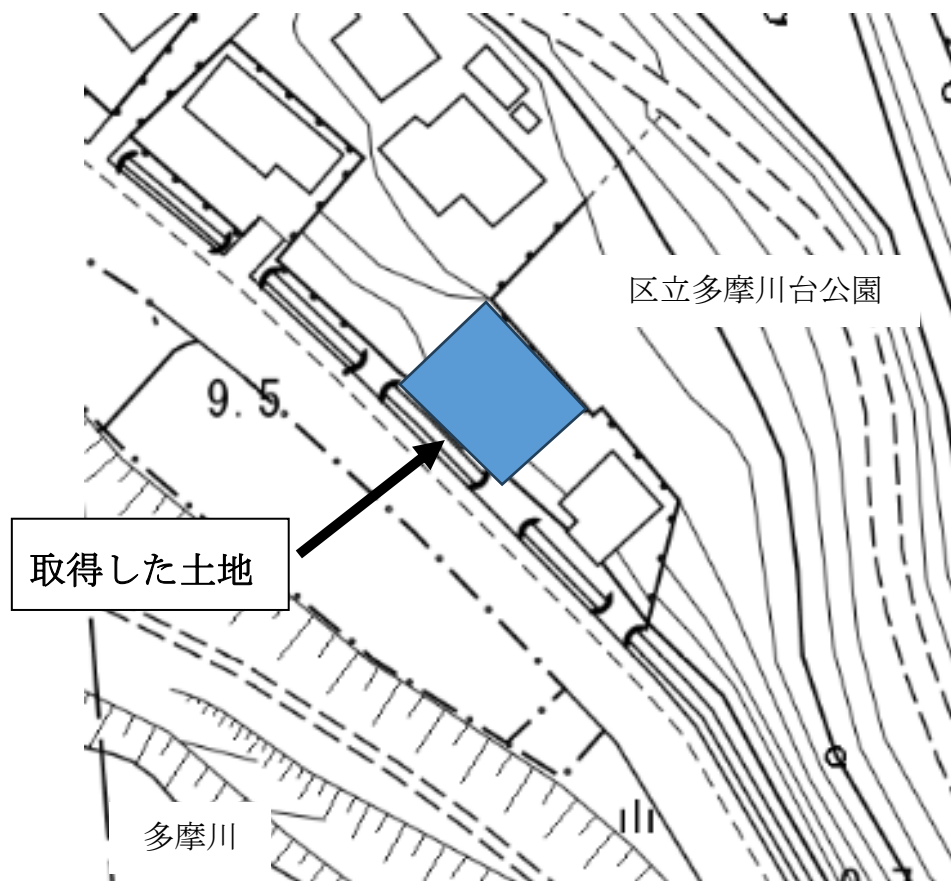
契約締結日 令和8年3月26日

取得予算 大田区土地開発公社会計

取得金額 151,734,044 円

取得目的 公園整備事業用地

2 案内図



総務財政委員会 令和 8 年 4 月 15 日
区民部 資料 1 番
所管 課税課

大田区特別区税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、大田区特別区税条例等（以下、「条例」という。）の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、以下のとおり専決処分を行った。

1 改正した条例

(1) 大田区特別区税条例

(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

2 改正概要

(1) 軽自動車税環境性能割を令和 8 年 3 月 31 日で廃止し、現行の種別割を軽自動車税とする。

(2) 条例が引用する地方税法の条文が住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正によりずれることへ対応する。

(3) その他規定を整備する。

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 公布日

令和 8 年 3 月 31 日

5 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

6 専決処分の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布、令和 8 年 4 月 1 日に施行され、軽自動車税環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日で廃止されたこと等に対応するため、緊急に条例の整備を講ずる必要があったため（処分日：令和 8 年 3 月 31 日）。

新	旧
	<p><u>て、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>
<p>第37条の3 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第37条の3 (略)</p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p>
	<p><u>第37条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(環境性能割の税率)</u></p>
	<p><u>第37条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p>
	<p><u>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p>
	<p><u>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p>
	<p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p>
	<p><u>第37条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第37条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなけ</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(軽自動車税の課税免除)</u></p> <p>第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 原動機付自転車<u>及び</u>小型特殊自動車を製造<u>又は</u>販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの</p> <p><u>(軽自動車税の税率)</u></p> <p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p><u>ればならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第37条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、区長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第37条の9 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p><u>(種別割)の課税免除)</u></p> <p>第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 原動機付自転車<u>および</u>小型特殊自動車を製造<u>または</u>販売する者が車体試験のため規則で定める標識を表示して使用するもの</p> <p><u>(種別割)の税率)</u></p> <p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

新	旧
<p>(1)から(3)まで (略) 原動機付自転車 (<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第40条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (督促)</p> <p>第41条 <u>軽自動車税</u>の納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、区長は、納期限後35日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。 (<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第42条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第43条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者</p>	<p>(1)から(3)まで (略) 原動機付自転車 (<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第40条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。 (督促)</p> <p>第41条 <u>種別割</u>の納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、区長は、納期限後35日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。 (<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第42条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第43条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者</p>

新	旧
<p>は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。</p>	<p>は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。</p>
<p>4 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第44条 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p>
<p>2及び3 (略)</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>
<p>第45条 (略)</p>	<p>第45条 (略)</p>
<p>2 法第445条又は<u>第37条第2項ただし書</u>、第37条の3若しくは第38条第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は<u>第37条第2項ただし書</u>、第37条の3若しくは第38条第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p>	<p>2 法第445条又は<u>第37条第3項ただし書</u>、第37条の3若しくは第38条第1号の規定によつて<u>種別割</u>を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は<u>第37条第3項ただし書</u>、第37条の3若しくは第38条第1号の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p>
<p>3 第38条第3号の規定によつて車体試験のため原動機付自転車<u>又は</u>小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</p>	<p>3 第38条第3号の規定によつて車体試験のため原動機付自転車<u>または</u>小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 区長は、第1項<u>又は</u>第2項の規定によ</p>	<p>5 区長は、第1項<u>または</u>第2項の規定によ</p>

新	旧
<p>り交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を行なうことができる。</p>	<p>り交付を受けた標識について必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、標識の更新を行なうことができる。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 第1項、第2項<u>又は</u>第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項<u>又は</u>第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車<u>又は</u>小型特殊自動車の車体の見易い個所に常に取り付けていなければならない。</p>	<p>7 第1項、第2項<u>または</u>第5項の規定により交付を受けた標識は、第8項<u>または</u>第9項の規定により返納するまでの間は、区長の指示に従い、これを当該原動機付自転車<u>または</u>小型特殊自動車の車体の見易い個所に常に取り付けていなければならない。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 第2項<u>又は</u>第5項の標識<u>及び</u>第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車<u>若しくは</u>小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、<u> </u>当該原動機付自転車<u>若しくは</u>小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき<u>又は</u><u> </u>当該原動機付自転車<u>若しくは</u>小型特殊自動車に対して、<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識<u>及び</u>証明書を返納しなければならない。</p>	<p>9 第2項<u>または</u>第5項の標識<u>および</u>第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車<u>または</u>小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき、<u> </u>当該原動機付自転車<u>または</u>小型特殊自動車を所有しないこととなつたとき<u>若しくは</u>当該原動機付自転車<u>または</u>小型特殊自動車に対して、<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識<u>および</u>証明書を返納しなければならない。</p>
<p>10 第3項の標識<u>及び</u>第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定めるところにより、その標識<u>及び</u>証明書を返納しなければならない。</p>	<p>10 第3項の標識<u>および</u>第6項の証明書の交付を受けた者は、規則の定めるところにより、その標識<u>および</u>証明書を返納しなければならない。</p>
<p>11 第1項、第2項、第3項<u>又は</u>第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、<u>又は</u>ま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損<u>又は</u>亡失がその者の故意<u>又は</u>過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。</p>	<p>11 第1項、第2項、第3項<u>または</u>第5項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、<u>または</u>ま滅したときは、直ちに、その旨を区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損<u>または</u>亡失がその者の故意<u>または</u>過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。</p>
<p>12 第1項、第2項、第3項<u>又は</u>第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、<u>又は</u>不正使用してはならない。</p>	<p>12 第1項、第2項、第3項<u>または</u>第5項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、<u>または</u>不正使用してはならない。</p>
<p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p>	<p>(<u>種別割</u>の減免)</p>
<p>第46条 区長は、<u>軽自動車税</u>の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必</p>	<p>第46条 区長は、<u>種別割</u>の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必</p>

新	旧
<p>要があると認める者に対し、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)から(2)まで (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介</p>	<p>要があると認める者に対し、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第46条の2 区長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)から(2)まで (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介</p>

新	旧
<p>護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>第47条から第66条まで (略)</p>	<p>護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>第47条から第66条まで (略)</p>
<p>付 則</p> <p>第1条から第3条の5まで (略)</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4 第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の</p>	<p>付 則</p> <p>第1条から第3条の5まで (略)</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の</p>

新	旧
<p>第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の6から第5条の2まで (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条の6から第5条の2まで (略)</p> <p><u>第5条の3 削除</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第5条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第44条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の6の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額</u></p>

新	旧
	<p><u>に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)</u></p> <p><u>第5条の5 当分の間、第37条の3の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>2 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>第5条の6 第37条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>第5条の7 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>第5条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同</u></p>

新			旧																																																	
<p>(軽自動車税 _____ の税率の特例)</p> <p>第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の<u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による</u>車 両番号の指定(以下この条において「初回 車両番号指定」という。)を受けた月から 起算して14年を経過した月の属する年度 以後の年度分の軽自動車税 _____ に係 る第39条の規定の適用については、当分の 間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア (イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号 に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第3 9条の規定の適用については、当該軽自動 車が令和4年4月1日から令和8年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には、当該初回車両番号指定を受けた 日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 _____ に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア (イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> </table>			第2号ア (イ)	3,900円	4,600円	第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	第2号ア (イ)	3,900円	1,000円	第2号ア	6,900円	1,800円	<p><u>条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p><u>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する 第37条の5(第3号に係る部分に限る。) の規定の適用については、当分の間、同号 中「100分の3」とあるのは、「100分の2」 とする。</u></p> <p>(軽自動車税 <u>種別割</u> の税率の特例)</p> <p>第6条 法附則第30条第1項に規定する3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u> _____ 車 両番号の指定(以下この条において「初回 車両番号指定」という。)を受けた月から 起算して14年を経過した月の属する年度 以後の年度分の軽自動車税 <u>種別割</u> に係 る第39条の規定の適用については、当分の 間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア (イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号 に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第3 9条の規定の適用については、当該軽自動 車が令和4年4月1日から令和8年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には、当該初回車両番号指定を受けた 日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 <u>種別割</u> に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア (イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> </table>			第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第2号ア (イ)	3,900円	4,600円	第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	第2号ア (イ)	3,900円	1,000円	第2号ア	6,900円	1,800円
			第2号ア (イ)	3,900円	4,600円																																															
			第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円																																															
				1万800円	1万2,900円																																															
第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円																																																		
	5,000円	6,000円																																																		
第2号ア (イ)	3,900円	1,000円																																																		
第2号ア	6,900円	1,800円																																																		
第1号	100分の1	100分の0.5																																																		
第2号	100分の2	100分の1																																																		
第3号	100分の3	100分の2																																																		
第2号ア (イ)	3,900円	4,600円																																																		
第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円																																																		
	1万800円	1万2,900円																																																		
第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円																																																		
	5,000円	6,000円																																																		
第2号ア (イ)	3,900円	1,000円																																																		
第2号ア	6,900円	1,800円																																																		

新			旧		
(ウ) a	1万800円	2,700円	(ウ) a	1万800円	2,700円
第2号ア	3,800円	1,000円	第2号ア	3,800円	1,000円
(ウ) b	5,000円	1,300円	(ウ) b	5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税<u> </u>に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（軽自動車税<u> </u>の賦課徴収の特例）</p> <p>第7条 区長は、軽自動車税<u> </u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 区長は、納付すべき軽自動車税<u> </u>の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上</p>			<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税<u>の種別割</u>に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収の特例）</p> <p>第7条 区長は、軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 区長は、納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額について不足額があることを第40条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上</p>		

新	旧
<p>の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税<u> </u>に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税<u> </u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第8条から第20条まで （略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>（軽自動車税に関する経過措置）</u> <u>第2条 改正後の大田区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</u> <u>2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u> <u>3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u> <u>（大田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）</u> <u>第3条 大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。</u> <u>付則第5条中「の種別割」を削る。</u></p>	<p>の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税<u>の種別割</u>に関する規定（第43条及び第44条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第8条から第20条まで （略）</p>

付則第3条による改正(大田区特別区税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第34号))
 新旧対照表

付 則 (平成26年 9 月30日 条例第34号)	付 則 (平成26年 9 月30日 条例第34号)
<p style="text-align: center;">改正 平成27年 3 月31日 第40号 平成27年 6 月29日 第45号 令和元年 6 月27日 第 5 号</p> <p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>第5条 平成27年 3 月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 <u> </u>に係る大田区特別区税条例第39条及び付則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表 略)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正 平成27年 3 月31日 第40号 平成27年 6 月29日 第45号 令和元年 6 月27日 第 5 号</p> <p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>第5条 平成27年 3 月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る大田区特別区税条例第39条及び付則第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表 略)</p> <p>第6条 (略)</p>

新	旧
<p><u>自動車税</u>の納税義務者は、当該税額を軽自動車税_____納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。この場合においては、<u>軽自動車税</u>を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。</p> <p>2 前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する<u>軽自動車税</u>の納税義務は、同項前段に規定する証紙又は同項後段に規定する書類に軽自動車税_____納税済証印による検印を受けた時に消滅するものとする。</p> <p>（納期）</p> <p>第5条 <u>軽自動車税</u>の納期は4月11日から同月30日までとする。</p> <p>2 賦課期日後新たに納税義務が発生した者に対して課する<u>軽自動車税</u>の納期は、区長が定める。</p> <p>（条例施行の細目）</p> <p>第6条 この条例に定めるものを除く外、この条例の施行に関し必要な事項は区長が定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>別割</u>_____の納税義務者は、当該税額を軽自動車税（<u>種別割</u>）納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。この場合においては、<u>種別割</u>_____を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。</p> <p>2 前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する<u>種別割</u>_____の納税義務は、同項前段に規定する証紙又は同項後段に規定する書類に軽自動車税（<u>種別割</u>）納税済証印による検印を受けた時に消滅するものとする。</p> <p>（納期）</p> <p>第5条 <u>種別割</u>_____の納期は4月11日から同月30日までとする。</p> <p>2 賦課期日後新たに納税義務が発生した者に対して課する<u>種別割</u>_____の納期は、区長が定める。</p> <p>（条例施行の細目）</p> <p>第6条 この条例に定めるものを除く外、この条例の施行に関し必要な事項は区長が定める。</p>

総務財政委員会

令和8年4月15日

選挙管理委員会事務局 資料1番

所管 選挙管理委員会事務局

大田区選挙事務改善に関する取組

令和8年4月1日

大田区選挙管理委員会

1 はじめに

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙において、不在者投票者数の一部が二重計上されたことにより、投票者総数と実際の票数に不整合が生じ、その差分を架空の白票及び不足票として処理するという不適正な事務処理が行われました。

本事案は、選挙の公正性及び信頼性を損なう重大な問題であり、区民・有権者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。

大田区選挙管理委員会では、本事案の原因究明及び再発防止策を検討するため、外部有識者による「大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会」（以下「再発防止委員会」という。）を設置し、検証及び再発防止策の検討を依頼しました。

このたび同委員会から提言を受けたことを踏まえ、本区選挙管理委員会として、今回の事案に直接関連する事項にとどまらず、選挙事務全体に内在する課題についても整理したうえで、既に実施した改善及び今後講ずる改善策を以下のとおり取りまとめました。

2 令和8年衆議院議員総選挙において実施した取組

令和8年衆議院議員総選挙に向けて、再発防止委員会の提言（案）を踏まえ、投票事務及び開票事務における再発防止を図るため、必要な改善を実施しました。

（1）投票事務

実施項目	改善の目的・内容
投票事務提要の改定	投票事務従事者の職務理解の促進を図るため、投票所設営準備のチェックリストや投票者数の集計方法などについて内容を整理するとともに、実務に即したマニュアルとなるよう投票事務提要を改定した。
投票用紙交付誤りの防止措置	投票用紙の交付誤りを防止するため、投票用紙交付機の用紙識別機能を活用するとともに、投票用紙の送致用かばんの仕様を見直し、投票用紙の取り違い防止を図った。また、最初の選挙人に対する投票用紙交付時において、投票用紙の種類を声出しで確認する手順を徹底することで、交付誤りの防止を図った。

時間別投票者数集計表の作成・運用	投票者数の集計誤りを防止するため、時間帯ごとの名簿対照者数及び投票用紙交付機カウンター数を記録・突合する「時間別投票者数集計表」を作成し、投票所において当該集計表を用いた投票者数管理を行う運用とした。また、数値に不一致が生じた場合には、速やかに確認を行う手順を徹底した。
速報業務手順の改定	投票者数の入力誤りや二重計上を防止するため、投票日前日に実施していた不在者投票者数の入力作業を廃止するとともに、システムを活用し、異常値（前回選挙との乖離）を自動的に検知するチェック機能を追加した。
集計作業に必要な時間の確保	投票者数の確認作業を確実にを行うため、投票日当日、各投票所から開票所への投票箱の送致時限を、従来の「午後 8 時 45 分厳守」から「原則午後 9 時（集計作業の正確性を最優先）」に変更し、投票者数の集計作業及び投票録の作成に必要な時間を確保した。なお、集計作業の状況により送致が午後 9 時を過ぎる場合には、開票所へ電話連絡のうえ送致することとした。
指定投票区・速報担当の人員配置の見直し	従事者アンケートの結果を踏まえ、業務負担の軽減及び適正かつ円滑な事務執行を図るため、指定投票区及び速報担当の人員体制を見直し、必要な人員を増員した。

(2) 開票事務

実施項目	改善の目的・内容
集計作業手順の改定	架空の票の計上などの不適正な処理、恣意的な数値の修正及び票の差し替え等を防止するため、開票集計システムへの入力前に、票の計数担当班長、事務長及び選挙管理委員会事務局長がバーコード付票の内容を確認し、計数作業に不備がないことを確認する作業手順に改めた。また、集計班においては、当該確認を経た票のみを開票集計システムに入力する運用とした。
開票速報の公表時間の見直し	開票作業における集計の正確性を確保するため、開票速報における中間発表の時間設定を見直し、集計作業に必要な時間を確保する運用とした。また、比例代表選出議員選挙については、中間発表を行わず、確定報告のみを公表する運用に変更した。

開票事務提要の改定	計数及び集計作業における確認体制の強化を図るため、各班の班長及び班員の役割を明確化するとともに、投票者数と投票数に齟齬が生じた場合等の緊急時における対応手順を整理したフローチャートを新たに作成するなど、開票事務提要を改定した。
透明性の高い開票所運営の実施	開票事務の透明性の確保及び事後検証の実効性向上を図るため、開票所内の参観エリアの配置を見直し、可能な限り「どこからでも開票作業を参観できる」環境を整備した。また、開票事務の実施状況を客観的に記録し、事務改善及び事後検証に活用するため、開票所内の作業状況についてビデオカメラによる撮影を実施した。
白票の管理簿の作成	白票の適正な管理及び不適正処理の防止を図るため、開票事務において集計テスト等で使用する白票について管理簿を作成し、使用枚数及び保管状況を記録するなど、白票の使用状況を把握できる管理体制を整備した。
開票立会人要領の改定	開票管理者及び開票立会人の役割と責任を明確にするため、「開票立会人要領」の記載内容を見直し、開票速報における数値の整合性確認など、開票事務において立会人が確認すべき事項を明記した。
コンプライアンス担当の配置	開票事務における不適正な処理の防止及び適正な事務執行の確保を図るため、新たに開票所内にコンプライアンス担当を配置し、開票作業の状況確認及び不適正な処理の未然防止を図る体制とした。

3 令和9年4月執行予定の統一地方選挙に向けて実施する取組

令和9年4月執行予定の統一地方選挙までに実施することを目途として、投票事務及び開票事務の正確性の向上並びに事務体制の強化を図るため、必要な改善及び体制整備を進めてまいります。

(1) 投票事務

実施項目	改善の目的・内容
時間別投票者数集計表の改定	衆議院議員総選挙において導入した時間別投票者数集計表について、投票者数の確認体制をさらに強化するため、時間帯ごとの名簿対照者数、入場

	整理券回収枚数及び投票用紙交付機カウンター数の三点による突合を行う運用に改める。また、数値の不一致が生じた場合の確認、報告及び再集計の手順を明確化する。
集計係の設置	投票者数の確認精度の向上を図るため、当日投票所において投票者数の集計作業を担当する「集計係」を設置し、時間別投票者数集計表の管理及び突合作業を行う体制を整える。これにより、庶務係長の業務負担の軽減を図るとともに、集計作業に専念できる体制を確保する。
投票管理者等の手引の改定	投票所における役割分担及び責任の所在を明確にし、適正かつ円滑な投票所運営を図るため、投票管理者及び投票立会人の職務内容を整理する。また、「投票管理者等の手引」の記載内容を見直し、投票所従事者との連携体制の明確化を図る。
外部従事者体制の整理	外部従事者の管理体制を整理し、業務管理の効率化及び習熟度の均一化を図るため、区職員以外の従事者について、「投票事務アシスタント」と「派遣職員」に分かれている現行体制を見直し、いずれかの形態に一本化する。これにより採用・雇用スキームを整理し、選挙管理委員会事務局の業務管理負担の軽減を図るとともに、全従事者への研修受講を必須とすることで、習熟度のばらつきによる混乱の防止を図る。

(2) 開票事務

実施項目	改善の目的・内容
開票管理者及び立会人対応マニュアルの策定	開票所における開票管理者及び開票立会人への案内を適切かつ円滑に行うため、従事職員で構成される庶務班が統一的に対応できるよう、対応手順等を整理した業務マニュアルを策定する。

(3) 投開票共通事務

実施項目	改善の目的・内容
白票管理マニュアルの策定	投票用紙の適正な管理及び不適正処理の防止を図るため、未使用の投票用紙及び効力が決定した投票用紙（白票等）について、期日前投票、不在者投票、投票所及び開票所など各段階における取扱いを定めた「白票管理マニュアル」を策定し、適正かつ厳正な管理を徹底する。

危機管理マニュアル (BCP) の策定	投開票時間中の災害、大規模停電、重大なシステム不具合、傷病人の発生などの不測の事態においても適切に選挙事務を継続できるよう、危機管理マニュアル (BCP) を策定する。発生パターンごとに判断権者、連絡先、作業の一時中断及び再開の基準などを定め、投票所、選挙管理委員会本部及び開票所における共通認識の形成を図る。
選挙事務研修 (職層別)	職員の選挙事務に対する理解及び意識の向上を図るため、新規採用職員向けの選挙制度及び投開票事務の概要研修並びに管理職、係長、主任等を対象とした職層別の研修カリキュラムを整備し、選挙事務を「全職員の業務」と位置づける。
オンデマンド研修動画の整備	選挙事務従事者の職務理解の促進及び研修機会の確保を図るため、投票事務及び開票事務の流れやポイントを解説した動画教材を作成する。庁内ネットワーク等を通じて常時視聴可能とし、事前学習や復習に活用できる環境を整備する。
部局割当制の導入	選挙事務に従事する職員を安定的に確保するため、選挙管理委員会事務局のみで従事職員を確保する体制を見直し、人事課と連携して区長部局からの部局割当制 (全部又は一部) の導入を図る。

4 中長期的に実施する取組

令和9年4月執行予定の統一地方選挙以降、2030年頃を目途として、選挙事務の安定的な執行体制の確立及び事務の高度化に向け、段階的に検討を進め、順次実施してまいります。

(1) 投票事務

実施項目	改善の目的・内容
従事体制の見直し	投票日前日から当日にかけての業務について、特定職員への業務集中や長時間勤務を前提としない従事体制を構築する。このため、期日前投票終了後の準備作業等について、選挙管理委員会事務局職員 (現役・OB) と応援職員を組み合わせ配置するなど、業務負担の平準化と人材育成を両立させる体制の構築を図る。

(2) 開票事務

実施項目	改善の目的・内容
開票作業時間の見直し	開票従事者の待機時間の削減及び業務負担の軽減を図るため、各班の作業内容や終了時刻に応じて段階的に職員を解散させる仕組みを運用するとともに、開票従事者の集合から投票箱の開披までの待機時間の有効活用を図る観点から、送致物品の受付対応の可否や集合時間の見直しについて検討を行う。
外部委託・派遣職員の活用	開票事務における人員確保及び業務負担の軽減を図るため、区職員による事務執行を確保しつつ、票の分類や検査に加え、票の計数などの作業について外部委託・派遣職員の活用の可能性について検討を進める。その際、作業上想定されるリスクや責任の所在を整理し、適正な業務執行が確保できる運用方法を検討する。
最高裁判所裁判官国民審査における集計方法の見直し	最高裁判所裁判官国民審査における集計の正確性及び作業効率の向上を図るため、分類機による処理精度や職員による確認作業の方法について見直しを検討する。令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙では、分類機の精度が十分でなかったことから、目視確認の追加や手作業による再集計等の対応を行った。次回の国民審査では対象となる裁判官数の増加も見込まれるため、分類機の運用方法、職員の作業手順及び人員配置について検討を進める。

(3) 投開票共通事務

実施項目	改善の目的・内容
選管事務局の計画的な人員配置	適正な選挙事務の継続的な執行を確保するため、選挙管理委員会事務局の在籍年数や選挙事務の経験を踏まえた計画的な人事異動を行う。短期間で職員が入れ替わる体制を見直し、一定期間継続して選挙事務に従事する職員を配置することで、知識や経験の蓄積を図る。
事務ミス事例集の作成	選挙事務におけるミスの再発防止及び職員のリスク認識の向上を図るため、区及び他自治体で発生した事務処理ミスやトラブル事例を収集し、その原因と対応策を整理した「選挙事務ミス事例集」を作成する。作成した事例集は事務提要や研修資

	料として活用し、実際の事例を題材とした学習を通じて再発防止を図る。また、選挙種別ごとの特徴や傾向を分析し、重点的に注意すべきポイントを明確化する。
選挙事務 DX の推進	選挙事務の効率化及び人為的ミスの防止を図るため、投票者数把握や開票作業を支援するデジタルシステム（集計支援、進捗管理、照合作業支援など）の導入・活用について検討する。特に、速報、投票及び開票に関するデータ連携の自動化を図り、人手による転記や照合作業の削減を目指す。

5 おわりに

選挙は民主主義の根幹を支える制度であり、その管理執行においては、公正性及び正確性の確保が強く求められます。今回の事案を厳粛に受け止め、本区選挙管理委員会といたしましては、再発防止委員会の提言を踏まえ、再発防止及び選挙事務の改善に全力で取り組みます。

今後も不断の見直しと改善を重ねながら、選挙事務の検証及び改善を継続的に行い、区民・有権者の皆様からの信頼回復に努めてまいります。